

第三章 本市救護施設の状況

第一節 配給

一 緒言

前に「震災と市役所」等の章に叙述した如く、大震災突發に伴ひ、四圍より集まり來れる避難民中、重軽傷者は陸續として市役所内に來り、而して居合せたる吏員十四名は取敢へず有り合せの水を施し、或は窓掛けを引裂いて、細帯に代用するなど、夫れ夫れ應急の手當を施した。一方罹災者救助の方法に關し、打合せの爲めに人を縣廳に派したが、此際方法皆無であるとの地方課長の回答に、如何ともする事が出来なかつた。之よりさき、市廳前に救護所の貼紙を掲げた結果、群集は瞬く間に數百人を超過するに至つたのであるが、一方刻々に襲來せし猛火は、今や廳舎を一炷せんと危急に迫まつたので、廳員は汎る努力の後、火粉の中を通り貫け、漸く公園の一隅の野球場に、臨時市役所を假設し、廳務を茲に移したのであつた。是より青木芝辻兩助役を初め各員は、市民救助の善後策を打合せ、その結果、先づ此悲惨の概況を内務省に報告し、同時に東京市の援助を乞はん

とした。更に當面極度に困憊を感じたる飲料水は、川崎もしくは鶴見に供給を受くる交渉を兼ね、即時依田長谷川の二吏員を派遣した。已上の概況は前章に記叙した通りである。一方運動場の觀覽臺に、市役所假事務所と貼付した提灯を掲げ、頻々として知らせらるる情報を、一々茲に掲出し、更に迷子、尋ね人の救助等に力めた。かく混亂の中にも、ある篤志家は水、氷等を同所に持來り、傷病者の手當に供用し、辛うじて數時間を経た。夫より被害僅少なりし本市萬治病院に使を派し、醫員、藥品等の招致に勉めた。同院醫員も翌二日午後五時には、醫師、看護婦數名、公園に到着して、即時傷病者の救療に従事した。その状況は本市病院の被害の條に記したから此に略する。

御眞影は震災と同時に、始終怠りなく護衛して、轉々奉安所を移動したのであるが、三日朝に至り、震害火災ともに免かれた本市職業紹介所に奉遷すると共に、本廳事務所も公園から同所内に移轉したのである。翌三日午前十時、平塚町に於て遭難した渡邊市長が歸還したので、大に活氣を得、多少の秩序も回復すると共に、應急救護に協議を凝らし、諸事務を組織的に編成するに至つたのである。

かくして救護活動の中心も定まり、始めて配給法を凝議し、同時にそれが開始に當り、翌四日には出所せる廳内全員を擧げて、臨時各係を分擔して、一齋に救護事務に従ふこ

としたのである。今各係の名稱を示せば左の如くである。

配給係	庶務係	廳中取締係	外人係	文書係
調達係	徴發係	豫算係	人夫係	車馬係
取片付係	給水工事係	給水事務係	燃料係	建築係
情報通信係	衛生係	交通係	證明係	戸籍係
收容係	被害調査係	陸揚係	保護係	會計係
警備係	公園出張所係	都市計畫係	市場係	職業紹介係
稅務係	電氣局留守係	平沼工場係		

各係の活動は、到底筆紙に盡し難く、連日衣帶を解かず、苦衷苦難と闘ひつつ、自家の焼失も、家族の安否さへ顧みるの遑もなく、必死の努力を續け、その任を果し、その衝に當るにも、各係の連絡周到を得たるため、混亂裡にも拘はらず、何等周章することもなかつたことは、各真情發露の偉力に外ならないのである。

本誌各章に亘つて、本市救護施設の部分的狀況を叙述したるに依り、本章は特に諸施設の中配給給水陸揚收容衛生保護等の施設を略述することに止めたい。

二 食糧衣類の配給

食糧配給 九月一日、大震の後、火災起り、市民全部其災害に罹りたるを以て、之が救護の爲、翌二日、横濱港内に碇泊せる汽船パライ丸に積込たる外米八千袋を徴發して、之を陸揚に便なる市内山下町高島町八幡橋の三箇所に於て、九月三日午後一時より、陸揚を開始するの準備をなし、一面市内を左の七方面に分ち、市會議員有志者又は吏員を方面委員に推し、罹災者一般に配給するの途を講じた。

- 第一方面 横濱公園關内關外埋地方面。
- 第二方面 青木町の一部、淺間町、平沼町、岡野町方面。
- 第三方面 根岸町、中村町、磯子町方面。
- 第四方面 大岡町、弘明寺町、壽田町方面。
- 第五方面 南太田町、西戸部町、久保町方面。
- 第六方面 本牧町、北方町、新山下町方面。
- 第七方面 青木町、神奈川町、子安町方面。

然るに港内に於ける曳船及舢舨は、多くは類焼亡したる爲め、之が徴發意に任せず、加之、沖仲仕の出役意の如くならざりし爲め、豫定の如く陸揚を開始するの運びに至らず。翌四日夕刻に至り、漸く百袋内外を陸揚し得たるに過ぎぬ。是より先、海上徴發米

の陸揚容易ならざることを察知したるを以て、市内千若町横濱倉庫内に在る政府所有の外米一萬袋を配給する計畫を樹て、九月五日より順次配給を開始した。

爾來秩序の回復すると共に、他に避難せし罹災者は漸次震災當時居住せし場所に歸り、居を構ふるもの多く、從て民衆の移動多きを以て、前記七方面を漸次分割して、他に適當なる救護團を組織し、市會議員青年團長、又は衛生組合長等を其代表として、食糧其他の救恤品の配給を圓滑ならしめ、救濟の徹底を圖つた。其救護團體は八十五の多數に及んだ。

市内の秩序は、日を経るに従ひて回復し、物資は漸次潤澤なるに至り、公設市場も十數箇所を設け、市内商人と相俟て、市民に購買上の便宜を與ふると共に、一は市民依頼心の芟除と、復興意氣の作興等とを考慮し、九月二十七日限り、斷然一般配給を打切り、翌二十八日より自力又は他の扶助に依り生活し能はざる者に限り食糧を配給することとした。即ち各團體代表者をして豫め救助を要する者を調査せしめ、之が世帯別名簿を複製提出せしめて、之を精査し、要救助者を認定し、其救助に要する食糧品を、各團體代表者に送致し、引換券と引換へに、各自に配給した。

罹災救助の趣旨を正確に徹底せしむる爲め、十一月二十一日より、市内に左の五配給

所を設けて、罹災者にして生活し能はざる者の申告を受け、更に之を調査して老幼不具又は全く生活の途なき困窮者に限り、救助することとした。其方法は、豫め救助券を交付し、之と引換に、五日乃至十日毎に、米穀其他を配給所に於て各救助者に直接配給した。而して一面就職に關しても、出來得る限り便宜を與へ、逐次自活せしむるの方法を採つた。

辨天橋配給所

高島橋配給所

西戸部配給所

南吉田配給所

本牧配給所

而して九月中に於ける配給人員は、一日平均二十八萬六千九百五十七人なりしが、十月二十日に於ては、七萬八千六百六十四人に減じ、十二月末日には、七千七百九十二人に減少した。此人員に對し、九月一日より十二月三十一日まで配給した食糧の品種數量は左の如くである。

加洲米

五、五二八袋

外米

三、八四六一袋

配給

内白米	一、〇三六袋	澤庵	三、九五〇樽
玄米	七、三一四俵	梅干	四〇六樽
味噌	一、八〇八樽	辣非	一八三樽
醤油	四、九二五樽	野菜	一〇、二一四俵
食鹽	二、〇六二俵	粉類	四、四〇七俵
昆布	一八四俵	素麵	一、二二六箱
鹽魚	五、八八七尾	乾パン	三、四一二箱
罐詰	一、〇八九俵	豆類	四〇〇俵
煉乳	二、〇八〇箱	麩	三、八三六袋
	四、六九四個	サイダー	五、五九箱

一八八

衣類配給

九月一日、震火災に因り、本市は未曾有の慘禍に遭遇し、殆ど全滅の悲境に陥りたるが、本市罹災者に對し、各地の同情に依り、蟬集した慰問品衣類、其他雜品の寄贈品の配給事務は、衣類係の所管に屬したるを以て、從來の例に倣ひ、市内各救護團體、青年會又は衛生組合と聯絡協力し、一般罹災者に對する配給に努力した。之が配給方法は、前記團體毎に其の區域の居住人口を調査し、之を基準として、各團體代表者を通じ、罹災者に配給した。爾來日を経るに従ひ、市内の秩序恢復と、生活方法の

稍安定とに就けるを認め、十一月二十日限り、一般の配給は之を打切つた。然るに十二月中旬に至り、臨時震災救護事務局より、新に多量の配當を受けたるを以て、再度從來の救護團體を通じ、之が配給方法を依嘱し、十二月二十八日に至り、一と先づ配給を了へた。

今十月以降十二月に至る慰問品、其他の配給品の數量を表示せば、別表の如くである。

罹災者に對し配給せる物品數 (自十月至十二月)

品目	物品數				合計	備
	十月分	十一月分	十二月分	(合)		
慰問品衣類	二〇、八〇〇枚	九、五三四枚	七、七〇一枚	二六、三四五枚	一一、九〇枚	
下駄	四三八個			四三八個		
天幕	四個			四個		
毛布		一〇〇九枚	五七三枚	九八四枚	二二、七枚	
毛毯		四〇三枚	七八一枚	九八四枚	二二、七枚	
シヤベ	一〇一束			一〇一束		
シヤ	五本			五本		
陶器	六五八個			六五八個		
バケツ	七四〇個	二一、八七個		三八四七個		
	三三〇個			三三〇個		
					一八九	

配給

綿布類	九一棚	二四六棚	二六二棚	四二九棚
草履鞋	五〇七棚	二〇〇棚	二八三六反棚	三五四反棚
麻繩	三三一束	二束	五七二棚	三七棚
アンプ	二、九八五枚	五束	二、九八五枚	一九棚
鐵器	一、一八二束	五四束	二、九八五枚	八七二枚
帆布	三、四六七本	一九三棚	三、六四四本	八束
蠟燭	一七四棚	二棚	二七六棚	七四棚
撒水	一〇臺		一〇臺	
蒲團	九三〇箱	一七、二五六組	九三〇箱	
盆	六一箱	六九五枚	一、三六一組	四二四組
針	九枚	九七枚	一〇六枚	一
雨傘	一〇、〇二〇枚	二〇枚	一〇、〇四〇枚	
雜品		一六六棚	八〇棚	二四六個

冬着材料

一九〇

綿ネール	(十二月分)	二五〇棚半	(合計)	(残)
	(品目)	二〇反	四二棚半	白ネール
晒木線	(十二月分)	五八組	(合計)	(残)
	(品目)	四組	一五二棚	二七九反
裏地	(十二月分)	五三棚半	(合計)	(残)
	(品目)	四二反	九〇〇貫	一一二棚半
綿	(十二月分)	三棚	(合計)	(残)
	(品目)	同	同	一〇〇貫

是より先十一月二十日、米國赤十字社寄贈に係る毛布罐詰を市内罹災者に配給することに關し、本國より派遣せられたる代表者ラムジー氏より、直接罹災者に配給方希望ありたるを以て、取敢へず市内公設收容所、避難所居住者に一世帯一個の割合を以て之れを配付した。

十月下旬に至り、臨時震災救護事務局より、蒲團の材料一萬八千組分の配當を受けたが、罹災者に賃銀を與ふるの目的を以て、其裁縫を本市にて引請け、市内中村町所在元石油貯藏庫跡バラック、西戸部及高島橋配給所、倉庫に臨時裁縫所を設けた。此外神奈川高等女學校及日ノ出女學校に依頼し、十一月一日より、之が製作に着手した。西戸部外二箇所、裁縫所に於ては、専ら罹災者の家族中の婦人を募集し、裁縫せしめた。右は何れ

配給

一九一

も裁縫料として、一組壹圓を交付したるを以て、即ち一面失業者救護の一途となり、裨益する所尠くなかつた。而して罹災者にして蒲團を購求する資力なきものには、寢具供給の必要を認め、各救護團體代表者の報告を基準とし、製作数を參酌し、配給数を決定した。

然るに本市罹災者にして寢具を要する者は尙多數に上り、且つ急速に之が配給を要するを認め、更に十二月十七日、本縣より一萬七千組の配當を受けて配給した。

又救護事務局より受けた冬着材料は、辨天橋外四箇所に分送し、交附傳票を各代表者に交附して、罹災者に配給せしめた。

蒲團分配總數 八十二捆 一七、〇九一組

(食糧係報告書)

三 臨時配給部に於ける供給

大正十二年十月一日、臨時配給部供給係設置せられ、主として震災罹災者に對する救護品の受渡及輸送の事務に従事した。以來吏員十八名、熱心に執務し、各倉庫より別表の慰問品外諸品を受領し、市設高島橋外四箇所、並に各團體配給所に供給したるが、各團

體への救恤品配給は、十一月二十日限り打切り、翌二十一日より自力又は他の扶助に依り生活し能はざる要救助者に配給せる食糧品其他を、市設五箇所の配給所に送附した。其後震災救護事務局より慰問品其他多數交付せられたに依り、再び十二月十二日から従前通の各團體代表者に救恤品を送付した。以上に要せる荷馬車三、四五六臺、人夫九、一八四人餘、費額四萬貳千五百六拾貳圓參拾五錢餘に達した。

辨天橋倉庫より壽小學校其他送荷數

配給所 壽小學校其他。

配給品 教科書五一〇個、内米七俵、學用品六一二個、材木三、〇〇〇本、煉乳九、五四七箱、パン三〇箱、罐詰二八九箱、布團四二組、毛巾二、二四二枚、天幕二八六組、蓆一、二三四〇枚、木綿綿一四四捆、寢臺五二組、鐵器五一五個、晒六一捆、衣類二七個、雜品一九個、綿一、九九九個。

辨天橋倉庫より特殊團體及收容所へ送荷數

配給所 特殊團體及各收容所

配給品 外米五袋、加洲米六四袋、内米一一〇俵、罐詰五、三九箱、小麥粉三袋、薪炭七〇個、味噌一樽、漬物六樽、野菜一一二俵、鶏卵三〇箱、醬油一樽、蓆二、九九二枚、昆布一把、慰問袋三、六九個、鐵器八個、煉乳五、八箱、砂糖五袋、衣類五、五個、衛生材料二一六個、毛巾九、八一三枚、雜品一一個、蒲團一、四八〇組。

辨天橋倉庫より市設各配給所送荷數

配給所 西戸部配給所
 配給品 外米三〇袋、加州米五五〇袋、醬油六〇〇樽、味噌二〇〇樽、鐵器一〇個、薪一五三把、木炭四二〇俵、煉乳二箱、鹽四〇袋、鹽魚煮干三六俵、パン一三箱、罐詰二箱、砂糖一三袋、慰問袋 一個、漬物五〇樽、机椅子一二個、木綿綿四三捆、綿二二捆、綿ネル九六捆、晒一八七捆、雜品三一個、裏地一九捆。

高島橋配給所

外米三〇袋、加州米一五四袋、醬油三九〇樽、味噌一四〇樽、薪一八七把、木炭九四俵、煉乳二箱、鹽一袋、鹽魚煮干一俵、砂糖三袋、漬物五〇樽、机椅子一二個、木綿綿二五捆、綿二〇捆、綿ネル九三捆、晒五〇捆、雜品二六個、裏地一六捆。

南吉田配給所

外米一、二八五袋、加州米一、九九六袋、醬油五五〇樽、味噌一四〇樽、鐵器五六個、薪一、一五一把、木炭五八六俵、鹽七三袋、鹽魚煮干八八俵、砂糖二三袋、漬物五〇樽、机椅子一〇個、木綿綿四二捆、綿二五捆、綿ネル一一二捆、晒一二七捆、雜品 一個、裏地一九捆。

本牧配給所

外米六五袋、加州米五一二袋、醬油三九〇樽、味噌一四〇樽、薪三九六把、木炭一九八俵、鹽二〇袋、鹽魚煮干

三四俵、砂糖六袋、漬物五〇樽、机椅子一二個、木綿綿三七捆、綿一五捆、綿ネル八三捆、晒一二〇捆、雜品三二一個、裏地一八捆。

辨天橋配給所

外米一、五三〇袋、加州米一、九六〇袋、薪一八八把、木炭九四俵、鹽一八袋、慰問袋九二個、漬物五〇樽、蕨一、三〇枚、衣類四〇〇個。

新山下町交付所

外米一、一二九袋、鐵器三九個

合計

外米四〇六九袋、加州米五、一七二袋、醬油一、九三〇樽、味噌六二〇樽、鐵器一〇五個、薪二、〇七五把、木炭一、三七二俵、煉乳四箱、鹽一六二袋、鹽魚煮干一五九俵、パン一三箱、罐詰二箱、砂糖四五袋、慰問袋九二箇、漬物二五〇樽、机椅子四六個、木綿綿一四八捆、綿八二捆、綿ネル三八四捆、晒四八四捆、雜品一三三個、裏地七二捆、蕨一、三一〇枚、衣類四〇〇個。

各倉庫より辨天橋倉庫へ入荷數

(自大正十二年十月一日至同十二月三十一日)

税關倉庫

外米九五俵、加州米一、一八四袋、内米一四俵、醬油二四〇樽、鐵器一〇一二個、鹽一〇七八袋、鹽魚煮干三七俵、毛布六二、三一一枚、罐詰九、四二〇箱、慰問俵五、三四六個、漬物一六〇樽、衣類四二個、野菜三一〇俵、雜品

配給

四三個、蕙繩一、三五二枚。

船渠倉庫

外米七〇〇袋、加州米一、七八九袋、内米二五〇俵、鹽魚煮干三九俵、罐詰一二三箱、慰問袋二六五個、蒲團一、二二七組、昆布五五把、雜品一四個。

共立倉庫

加州米六九五袋、鐵器一三個、煉乳一六、二二四箱、毛布二二七枚、罐詰八五〇箱、慰問袋三、五六七個、衣類五、四四五個、蒲團一〇三組、雜品三四八個、木綿晒一八五捆。

横濱倉庫

外米一、七七六袋、加州米九三〇袋。

三菱倉庫

鐵器二五〇個、毛布一五七枚、罐詰七二〇箱。

商品倉庫

毛布二一三枚、罐詰四二〇箱、慰問袋四三六個、雜品七五個。

各府縣其他

内米二七袋、醬油六七樽、味噌四樽、木炭一二五俵、毛布四三二枚、慰問袋五五九個、漬物一、一樽、衣類一二、七

一九六

合計

三五個蒲團二、二七八組野菜七俵、昆布二把、雜品一〇〇個、綿一捆、教科書及學用品一、一二二個。

外米二、五七一袋、加州米四、五九八袋、内米二九一俵、醬油三〇七樽、味噌四樽、鐵器一、二七五個、木炭一二五俵、煉乳一六、二二四箱、鹽一〇七八袋、鹽魚煮干七六俵、毛布六三、三四〇枚、罐詰一一、五三三箱、慰問袋一〇、一七三個、漬物一七一樽、衣類一八、二二二個、蒲團三、五〇八組、野菜三一七俵、昆布五七把、雜品九七二個、木綿晒一八五捆、蕙繩一、三五二枚、綿一捆、教科書及學用品一、一二二個。

その他各團體代表者に送附したる救恤品

八十六團體に外米四、五六七袋、加州米三、四八一袋、醬油七〇樽、味噌三八樽、罐詰一三、七一六箱、鹽魚煮干一六九俵、麵麩二二五箱、煉乳一一、一九二箱、漬物七四二樽、昆布二一把、野菜三八三俵、内米五三〇俵、蒲團三八、一八六組、衣類一六、五一八枚、慰問品二一、七〇七個、毛布二二、七三八枚、鐵器類九三二個、蕙繩一六、三九五枚、蠟燭八九七箱、綿ネル二〇、三〇〇反、雜品二八個。

四 配給に關する隨時の報道

○九月十二日 横濱市日報

建築材料の配給準備

配給

一九七

一、九月中市内に於て發見せるもの左の如し。

- 亜鉛鍍鐵板 約五千枚
- 洋釘 約百七十樽
- 武力板 約百箱(一箱百十二枚)
- 米松二間四吋半 二百七十本
- 材板 五十七束

一八日報告せし三井震救護事務所供給部より供給申出でたる丸太二萬石は、何れも尺三尺六の大材なり。以て假小屋掛材料に不適當なるものなり。前報末口三寸乃至六寸とあるは、申出者の誤りなるを以て、此段取消す。従つて小田原横須賀方面に供給する分、約四千戸分は、別に供給の途を講ぜざるべからざるに至れり。依つて横濱に供給すべき分より、便宜一部分を分配し、追て不足分は更に配給方申請の見込なり。

一大阪府取扱の寄贈品五八七個主として慰問袋を受領し、市配給係に交付せり。

一仲金技師、九日横須賀、鎌倉方面より歸來、夫々状況を復命せり。此の方面の被害は、被害の程度に比し、既に相當秩序立てたる救護方法が講ぜられ居るもの如し。

尙横須賀に於て必要なる假小屋は約二千戸の見込なり。

○九月十四日 横濱市日報

糧食船引續入港

前報告後、糧食を積載し入港せる船舶、左の如し。

(月)	(日)	(發港先)	(入港船舶)	(食糧種類)	(數)	(摘要)
九	九	千葉	浦葉丸	内地玄米	三〇〇俵	目下陸揚中
同	同	同	寒川丸	小麥粉	三〇〇袋	同
同	同	同	千葉丸	小麥粉	六〇〇袋	同
十	十	清水	天武丸	玄米	八、〇〇一俵	同
同	同	同	伊國軍艦	野漬物	六一四樽	同
同	同	同	カラダリ	外野米	七七六俵	同
十	一	同	阿蘇丸	慰問袋	一噸約十袋 一、〇五俵	同

○九月十四日 横濱市日報

陸軍配給部の現況 陸軍配給部は、九日より業務を開始し、十一日より各交附地に糧食を輸送

し、市吏員は更に之を各人に分配しつつあり。

- 事務所 ドック會社埠頭前。
- 糧食陸揚所 ドック會社埠頭稅關波止場。
- 糧食交付地

- 第一 千若町横濱倉庫。
- 第二 保土ヶ谷倉庫。
- 第三 内田町ドック倉庫。
- 第四 南吉田公設市場跡。
- 第五 新山下町海岸。

陸軍にて實施せし救護事業各救援部隊及其所在左の如し。

第一師團救護所	青木町
第十師團救護所	青木町
第四師團衛生隊	程ヶ谷
第十六師團救護所	本牧小港
歩兵第五十七聯隊本部救護所	馬場の場
同右聯隊第一救護所	堀の内
同右聯隊第二救護所	北の方
歩兵第五聯隊本部救護所	淺間町
同右聯隊第一救護所	輕井澤
同右聯隊第二救護所	保土ヶ谷町

歩兵第三十六聯隊救護所

鶴見町

○九月十四日 横濱市日報

食糧配給方法 横濱市内の在庫品の外は其の大部を船舶に依り入荷し得るを以て、曩に報告せる如く、陸軍配給司令部においては、市内五箇所に配給所を設け、市當局と共力して、配給に努めつつあるも、船舶よりの陸揚作業は、海軍之を掌り、陸軍は其の陸揚品を保管する責に任じ、當支部の配給數量の決定を待ちて、配給をなし、郡部は陸揚搬入の食料及徴發せる食糧は、支部において直接郡長に交付し、町村に配給せしめつつあり。

○九月十六日 横濱市日報

一萬五千の青年團員其活動の稟々しさよ。横濱市内に於ける青年團の數は五十、外に團外十八にして、其の人員實に一萬五千人に達すべく、之が統一連絡を圖る爲め、聯合青年團の設けあり。本回の震災に對し、青年團は平素の訓練に據り、自治的に災害防止避難民救済のことに當り、去る六日以後に於ては、主として食糧配給、材料運搬のことに當り、夜は事務所に充つる爲、自ら建設したるバラックに集り、交互に夜警の任に當る。殊に焼失を免れたる西戸部町、本牧町、磯子町、神奈川町、山手各青年團活動しつつあり。

○九月十六日 横濱市日報

配給

横濱市一般配給の開始 市は市民救護の爲め、糧食其の他を調達し、五日以來引續き一般罹災民に對して配給を行つて居るが配給品は市の調達品を始め、地方公共團體、若くは篤志者よりの寄贈品並に徴發に依るもので、食料品、燃料、被服、衛生材料、油類、馬糧、食器類、建物、船舶、車輛、建築材料、文具、雜品等、十三日迄の九日間に配給せる數量は左の如くである。

五日	外國米	三十八袋
六日	外國米	三千八百八十袋
七日	外國米	九百一十一袋
八日	外國米	五百二十一袋
九日	外國米	三百一十一袋
十日	外國米	五百一十一袋
十一日	外國米	三百一十一袋
十二日	外國米	三百一十一袋
十三日	外國米	三百一十一袋
十四日	外國米	三百一十一袋
十五日	外國米	三百一十一袋
十六日	外國米	三百一十一袋
十七日	外國米	三百一十一袋
十八日	外國米	三百一十一袋
十九日	外國米	三百一十一袋
二十日	外國米	三百一十一袋
二十一日	外國米	三百一十一袋
二十二日	外國米	三百一十一袋
二十三日	外國米	三百一十一袋
二十四日	外國米	三百一十一袋
二十五日	外國米	三百一十一袋
二十六日	外國米	三百一十一袋
二十七日	外國米	三百一十一袋
二十八日	外國米	三百一十一袋
二十九日	外國米	三百一十一袋
三十日	外國米	三百一十一袋

十二日	内地米	二百六十七俵
十三日	内地米	二百六十七俵
十四日	内地米	二百六十七俵
十五日	内地米	二百六十七俵
十六日	内地米	二百六十七俵
十七日	内地米	二百六十七俵
十八日	内地米	二百六十七俵
十九日	内地米	二百六十七俵
二十日	内地米	二百六十七俵
二十一日	内地米	二百六十七俵
二十二日	内地米	二百六十七俵
二十三日	内地米	二百六十七俵
二十四日	内地米	二百六十七俵
二十五日	内地米	二百六十七俵
二十六日	内地米	二百六十七俵
二十七日	内地米	二百六十七俵
二十八日	内地米	二百六十七俵
二十九日	内地米	二百六十七俵
三十日	内地米	二百六十七俵

○九月十九日 横濱市日報
 濡れ米無料配布 船渠倉庫に於て雨の爲濡れた米が約一千俵ある。牛馬鶏豚用として適當で、無料で配布するに依り、市役所配給係に申出でられたし。
 ○九月二十四日 横濱市日報
 二十七日限米の給與が無くなる。

無資力者には給米券交付 從來各方面の青年會等を経て、一般に配給して居た給米は、來る二十七日限り廢止し、之を購入する資力なきものに對しては、其の方面の交付所を経て、給米切符を受取り、左記配給所から現物を受取る事になつたので、市は左の告示をした。

來る二十七日限り給米を廢止し、左の公設市場、及市中の白米商で米を賣ります。米を買ふ資力なき方は、各方面交付所を経て、給米切符を受取られ度し。

本牧電車終點	根岸堀割	本牧現在公設市場	時田宮ノ前
東神奈川驛前	岩龜横町	青木公設市場	時田一本松
淺間町(淺岡橋)	青木輕井澤	西戸部願成寺	南太田大阪下
弘明寺高工前			

○九月二十五日 横濱市日報

木炭の配給 木炭の無料配給は、本月十八日より之を開始し、一日約三千俵、少い時でも約千二百俵を配布し、二十三日までには、一萬二千俵を神奈川青木町方面に配給配布し、尙繼續しつつあるが、其の配給は配米と同様の方針の下に行はれ、市徴發にかかるもの七千俵、縣徴發にかかるもの約一萬數千俵の見込である。今後の配給方法は、山元よりとり寄せ、之を商人によつて販賣せしむる方針であるが、価格は協議の上一定にする筈である。

○九月二十六日 横濱市日報

物資配給委員協議會 市では給米の圓滑を計る目的で、二十四日午前物資配給委員約五十名を市役所三階に召集し、救助米を要するものの選定、給與品引換券の交付方法及び現品の引換方法に關し、協議を遂げ、代表者を選定し、市會議員大久保氏外數名は、臨時震災救護事務局に三矢事務官を訪問し、給米廢止の延期方を陳情したが、協議事項左の如し。

一 來る二十七日限り、從來の一般給與を廢する事となりたるを以て、各團體に其旨周知せしめられ度。

- 一 陸軍配給部の事務は、臨時震災救護事務局の管理する救護協議會に引繼の爲め、二十七日二十八の兩日は、配給部より市で食糧の交付なき事に承知せられた度。
- 一 來る二十八日以後は、自力又は他の扶助に依り生活し能はざる者に限り、救助米等を給與すべきに付、其者の選定に付ては、充分御注意相成度。
- 一 給與品は各團體の本部へ、市に於て運搬して、代表者に引渡すものとす。但し運搬具の都合に依り、他の場所に於て引渡す事あるべし。
- 一 給與品引換券は、一括して代表者に交附するに付、本人へ配付相成度。
- 一 給與品は代表者に於て引換券と引換に、所定の種類量を分配相成度。
- 一 引換券は之を取纏め、翌日市役所配給係へ送付相成度。

○九月二十六日 横濱市日報

配給

公 告

110K

給米交付の法 明二十七日限り給米を廢止し左の公設市場及び市中の白米商で米を賣ります。
米を買ふ資力なき方は左記各方面の交付所を経て給米切符を受取られ度し。
市内交付所

- | | | | |
|------------|-------|------------|--------|
| 神奈川青木子安 | 本田典太郎 | 橋町外三巴青年會 | 佐藤小三郎 |
| 高島町三四電線會社側 | 佐藤公純 | 花咲町一二丁目 | 相原佐太郎 |
| 高島驛内避難所 | 大場三藏 | 花咲町三五福島町 | 川俣寅三郎 |
| 高島町五丁目八丁目 | 浮島米造 | 花咲町六丁目十二丁目 | 河合彦四郎 |
| 淺野ドック内避難所 | 田山敬喜 | 野毛町一二丁目 | 森田伊助 |
| 中央食品市場避難所 | 辻口外吉 | 野毛町三四丁目 | 栗原伊徹 |
| 淺間町輕井澤臺澤渡谷 | 竹内定吉 | 宮崎町青年會 | 菱山吉太郎 |
| 岡野町南北幸町内海 | 山崎善次郎 | 公園出張所 | 相良顯三 |
| 平沼西平沼尾張屋 | 平沼亮三 | ドック會社員 | 鳴井仁喜太郎 |
| 弘明寺救護團 | 石川菊藏 | 南吉田町日枝小學校 | 鈴木丈次郎 |
| 大岡青年團 | 荒井菊藏 | 磯子瀧頭岡村町 | 一色伊太郎 |
| 西戸部町伊勢久保町 | 石原菊太郎 | 中村町西 | 中島喜八郎 |
| 戸部町青年會 | 勝山儀助 | 中村町八幡外三 | 田邊佐太郎 |
| 櫻木町驛前避難所 | 石原薰男 | 石川町石川仲町 | 落合辰五郎 |
| 櫻木町三丁目七丁目 | 石橋角平 | 南太田町 | 小岩井義八郎 |

- | | | | |
|---------------|--------|-------------|-------|
| 遊行寺 | 鈴木昇太郎 | 英町一二三 | 志村寅次郎 |
| 蒔田町官前左へ | 森市作 | 新山下町 | 武岳亮惠 |
| 堀ノ内町 | 森峰吉 | 南太田町避難所 | 山口瀧藏 |
| 井土ヶ谷町官前より左へ | 山田青年會長 | 南太田町東耕地衛生組合 | 里見正美 |
| 初音町 | 森直吉 | 日ノ出町青年會 | 小柴菊次郎 |
| 本牧救護團 | 戸井嘉作 | 黄青年會末吉橋通 | 君塚春五郎 |
| 大鳥救護團 | 池田勝次郎 | 植木會社中村町 | 石川庄次郎 |
| 北方町外三 | 箕輪半藏 | 吉岡駿河青年會 | 中村四郎吉 |
| 根岸町立野外西四大和町本部 | 遠藤吉五郎 | 霞清青年會 | 龜井安吉 |
| 山元町根岸相澤山元本部 | 讓泉萬太郎 | 内務省土木出張所 | 岡部技師 |
| 根岸町加會 | 大久保字之助 | 石川四丁目七丁目青年會 | 足立三郎 |
| 元町避難所増徳院前 | 池谷正雄 | | |

○九月二十六日 横濱市日報

配給の傳票交付 本市配給係は、鋭意配給物の供給に従事しつつあるが二十三日までの受取所に對して發行した配給傳票は左の如くである。

税關倉庫	五五五俵	罐詰	三〇三函
野 菜		漬物	一樽
船渠倉庫		小麥粉	一三三袋
配 給			二〇七

配 味内内外夕吳蠟紙大ミ衣鐵身干昆小白野鹽漬醬
 給 噲米米米ル蘆燭 漬夕類入鯧鱒布粉米菜 物油

四五一樽
 七樽
 一呷
 五五五俵
 四三一俵
 一五六袋
 一八九俵
 一七五俵
 六九三俵
 二〇捆
 三六五包
 二函
 二樽
 一四俵
 一函
 二五三捆
 二捆
 一一〇俵
 一八三俵
 三三四俵
 二四樽

醬鹽醬 罐澤梅野小 昆堅蠟素煉外白味醬鹽罐梅野小
 油 詰庵干菜粉布 ン燭麵乳米米噲油 詰菜干詰

二〇九
 一三樽
 五三呷
 二二捆
 三樽
 二樽
 一〇袋
 八俵
 一〇箱
 一箱
 五箱
 一箱
 一三六袋
 一、三三八俵
 二、五三八俵
 四四樽
 一四〇樽
 六呷
 二三〇箱
 一樽
 六八七俵
 二俵

(二十三日)

鹽漬醬味罐 辨身干昆小白醬味罐玄外 南鐵 橫衣毛
 天 缺 麥 吉 濱倉
 橋 缺 麥 田 庫
 物油噲詰 鯧鱒布粉米油噲詰米米 板 類布

二、七二〇枚
 一八四袋
 六三俵
 一〇函
 三樽
 九三樽
 一二俵
 一〇袋
 二俵
 三〇俵
 二八二俵
 九二九函
 七樽
 二〇三樽
 六樽
 一呷

味罐内外 合身白醬 新山 夕吳蠟紙大ミ衣身干布小白
 玄 計 缺 下橋 才 根ル 缺 麥
 噲詰米米 鯧米油 ル蘆燭 漬夕類鯧鱒 粉米

二〇八
 一八九袋
 六三俵
 一、二四二函
 一〇樽
 一五五樽
 三〇〇俵
 一七六俵
 二五三捆
 二捆
 一函
 一四俵
 二樽
 二函
 二九五包
 二三五俵
 一四五俵
 一八七捆
 一三袋
 一一九俵

九月二十七日 横濱市日報

二樽
三樽

昆
堅
布

三俵
三箱

配給品數量 市配給所に於いて、二十四日交付した各交付所に對する物品並びに數量は左の如くである。

税關倉庫
鍋 皿 箸 野 南
外 白 味 漬 梅 慰
米 米 噌 物 干 品
茶

一、四八八個
二、九五五枚
一四捆
五七二束
九〇袋
一九七俵
二樽
三樽
一樽
五四五個
六枚

新 山下町
燐 燐
ク 寸
物 品
米 米
噌 噌
油 油
干 干
粉 粉

二〇箱
一箱
九四樽
三四三個
一四袋
四二俵
二四樽
一一樽
一四〇樽
一樽
一〇袋

○十月一日 横濱市日報

臨時配給部及同建築部設置

臨時配給部及臨時建築部設置に關する件、左の通り定め、今十月一日より施行する事と爲つた。

第一條 市役所に臨時配給部、及臨時建築部を設く。

第二條 臨時配給部は衣食に關する必需品の蒐集及配給の事務を掌る。

昆 慰 衣 野 煉 素 鹽 合
米 米 米 米 米 米 米
布 品 類 菜 乳 麵 計
干 物 油 噌 米 米

七箱
三五四個
一〇〇枚
一七束
一個
五箱
四二袋
一〇四袋
三九俵
二六樽
一一樽
二二七樽
二樽

小 昆 慰 阿 燐 燐 燐 燐 燐 燐 燐
麥 問 問 問 問 問 問 問 問 問 問
粉 布 品 品 品 品 品 品 品 品
麵 乳 菜

一〇袋
七箱
一、三四二個
六枚
二〇箱
一箱
一、四八八個
二、九五五枚
一四捆
五八九束
一個
五箱
四二袋

臨時建築部は、建築の用に供する器具機械及材料の蒐集供給、及建築並罹災者收容に關する事務を掌る。

第三條 各部に部長及必要の部員を置く。

部長は助役中より、部員は市吏員中より、市長之を命ず。

第四條 部長は市長の命を承け、部務を掌理し、部員を指揮監督す。

部長故障あるときは、部長の指名する部員、其の職務を代理す。

第五條 臨時配給部及臨時建築部に、各左の係を置く。

臨時配給部

- 一 食糧係
- 二 衣類係
- 三 供給係
- 四 陸揚係

臨時建築部

- 一 材料係
- 二 技術係
- 三 收容係

第六條 各係に係長を置き、所屬部員中より市長之を命ず。係長は部長の指揮を承け、其の係の事務を處理し、係員を監督す。

第七條 前各條に規定するものを除くの外、市役所處務規程を準用す。

○十月六日 横濱市日報

自動車用油類の配給 横濱地方では從來直接配給をなし來つたが向後は左記標準價格を以

て、高島町ライジングサン石油會社出張所より販賣することとなつた。

揮發油赤貝印正味一函	十	圓	モビル油正味一函	十五	圓
同 黒貝印同	九	圓	그리스 同	十	圓

○十月七日 横濱市日報

衣類の配給滞貨の一掃で救はれる罹災民 臨時配給部衣類係は、近澤商工課長其任に當

つてゐるが、同係が設けられて以來極力在庫品未渡品等の調査を爲し、縣當局や救護事務局と協調を保つて成る可く速に税關倉庫並びに共立倉庫に於ける滞貨を掃蕩するに努め、目下税關倉庫にトラック十臺、馬車數臺、人夫五十餘名で、新山下南吉田、辨天橋倉庫へ送發して居る。共立倉庫のも追て片付ける手配になつて居る。尙各方面への配給は、三日千個、四日約千個、五日約千二百個に上つた。

○十月十七日 横濱市日報

配給の改善 配給米及慰問品の運搬については、從來は各青年團衛生組合、自警團等に於て、各交付場から配給を受けつつあつた爲めに、少なからぬ手数を要したが、本月十三日以降は、臨時配給部の供給係は現業團と共力して配給品の運搬を開始し、傳票の發行せられたるものには、直に各團體へ送付する事となつた。したがつて、簡便に且つ急速に配付される次第である。

○十月二十七日 横濱市日報

配 給

一萬數千組寢具の配給、失業者のためと救済の意味とで、市の配給部では蒲團一萬數千組を失職婦人に調製せしめ、罹災者中、全く防寒の用意を缺けるものに配布し、一は失職婦人の勞働を助け、一は其製品を救済に資する計畫案成り、目下之が作製に従事して居る。其の方法は市内約七箇所のバラックを使用し、其の附近の失職婦人によりて裁縫せしめる手筈である。

因にその人員は、既に約千五百人は決定せる由で、上一組の工費を一圓とし、出来期日を二週間としてゐる。したがつて女學校の生徒諸姉へも依頼する譯であるが、既に夫々の學校へは依頼済である。

○十二月二十三日 横濱貿易新報

困窮者に對し本市の配給現況 市内罹災困難者に對する物資配給は、去月二十日限り、從來の各方面救済團體に依托し居たるを、市直營に移し、罹災者身元及び生活程度等を調査の上、辨天橋外四箇所の供給所で、十日分づつを取纏め、米一人當り二升、味噌百目、醬油一合宛、並びに臨時に梅干、罐詰、澤庵等の副食物やら、衣類雜品などを供給して來た。當初十一月末日現在では、受救人員七千九百二十八人だつたのが、十二月十日現在では、八千九百三十一人と増加し、一時は一萬人を越え兼ねまじい形勢に、市では再調査の結果、稼ぎ人があつたり、若くは扶養者があつて、援助を要しない三百五十七世帯、此人員千六百七十六人に對する給與を打切り、其後に於ける異動を加へ、直接配給開始後、滿一箇月の去る二十日現在では、左の如き數を示してゐる。

(配給所名)	(世帯)	(人員)
辨天橋	一八八	四五五
高島町	一八六	八四七
本牧	三九五	九二六
西戸部	七六二	二、〇八一
南吉田	一、一六五	三、七一六
(合計)	二、六九六	八、〇二五

是等の大部分は、身寄りのない老人や、肝腎の稼ぎ人に死なれ、或は多勢の家族を抱へ、僅な收入に其日の煙りを細々と立ててゐる、孰れも慘話の持主ならぬはない。市内で目抜の關内から、神奈川方面を含む辨天橋、高島町は、貰ひに來る者少く、西戸部、南吉田など、場末の方面に多いのは、自然の數であらうが、殊に南吉田あたりへ來る者の中には、此の寒さに、垢にまみれた單衣の重ね着で、赤兒を背負つたり、いたいけない小兒の手を手を引いた女房連や、杖にすがつてトボトボとやつてくる老人などが多く、貰つた十日分の食糧を、後生大事にかかへ歸つて行く後姿衰れに、可成りの遠方から來る者は、途中で幾度か小休みせねば歸れぬと云ふものもあつて、係員が出來ることなら、電車賃位何とかしてやりたいと、氣を揉む事も度々ある相である。この救助人員は、追々に減じて行く方針だとなり、尙ほ何時まで繼續するかは、ハッキリして居ないが、云はば、ドン底に陥ち込で居るもの、幾人かは、愈、配給を打

切られた時は、忽ち路頭に迷はねばならず、ざりとてそう無制限に配給も出来ぬため、市當局ではそれ等の善後策につき、今から頭痛に病むで居る。

二一六

第三節 給

水

本市の水道設備は根本より破壊せられ、配水も全く不能に陥り、之が應急の施設は、焦眉の急なるを以て、震災の翌日から、先づ通水設備の修覆に、不眠不休の努力を續けると共に、一面震災當夜、已に給水の方法を講ずる爲め、川崎町に吏員を派して、交渉に當らしめた。然るに給水船の送付さへあれば、何時でも供給するとの、漠たる回答を得て、直に給水船の調達を計つたが、それも不可能で、先づ港内に碇泊する船舶に積載する飲料水の供給を受けて、配給せんとし、港務部に船舶の交渉をした。水の輸送は、市内船舶給水業者の應援を求め、不取敢、給水配給の活動を開始することを得た。乃ち先づ長塚良水會社所有曳船一隻、水船七隻、横濱清泉會社所有水船三隻を徵發し、七日湧水及堀井の調査をすると共に、給水した。市内野毛三丁目小出御太郎氏裏手及宮崎町鐘樓下なる湧水に施工し、前者は一般に開放し、後者は二吋瓦斯管に依り、縣廳及市役所假廳舎に引水し、使用することとし、翌八日、前日徵發の水船に依り、碇泊船舶より飲料水の供給を受け、

之を積載し、大岡川筋に到達せるも、燒流船體の沈没、橋梁の墜落、木材の漂流等夥しく、航行全く不全なるを以て、辨天橋際に配水所を設置し、給水を開始し、其他日ノ出町河岸一箇所(従來船舶給水業者に於て取水せるもの)は、給水管破壊し、取水不可能である。

山手町七番地金子玉久所有湧水井(俗稱水屋敷)一箇所應急修理を加ふれば、一時間二千石を取水し得るのである。淺間町宮谷小學校入口に湧水井一箇所ある。附近住民はこれを飲料に使用せるも、水質不良にして、水量亦不足である。尙附近に湧水井十二箇所あるも、水質極めて不良である。横濱公園内避難者は、山下町三井物産内井水一箇所(水質良)公園入口井水一箇所(水質不良)を使用した。公園前撒水専用井は、ポンプ破損甚しく、使用し得なかつたので、更に中村町牛坂、長塚キン所有の湧水井に設備を施し、一般に開放した。更に又飲料水最も缺乏せる方面に對しては、水質調査を始めた。その中南太田町東福寺内及山手町金子玉久所有湧水井に少し手を入れば、一時間に五千石餘の水を得られることを知つて、給水の援助は至大なるものであつた。

九日には臨時震災救護事務局神奈川縣支部飲料水係を置かれたので、同係長上田理事官と協議の上、左の給水方針を定めたのである。

一、船舶隊司令部(曳船ランチ)		指 揮 者	一 人	指 揮 者	一 人
乗 組 員		五 人	乗 組 員	若 干	
第一船隊		指 揮 者	一 人	指 揮 者	一 人
乗 組 員 (ポンプ)		二 人	指 揮 者	一 人	
乗 組 員 (水船)		二 人	運 轉 手	二 人	
乗 組 員 (ポンプ附水船)		一 人	指 揮 者	一 人	
第二船隊		指 揮 者	一 人	指 揮 者	一 人
乗 組 員 (ポンプ)		二 人	運 轉 手	二 人	
乗 組 員 (水船)		二 人	指 揮 者	一 人	
乗 組 員 (水船)		四 人	運 轉 手	二 人	
第三船隊 (豫備隊)		指 揮 者	一 人	指 揮 者	一 人
乗 組 員 (ポンプ)		二 人	運 轉 手	二 人	
乗 組 員 (水船)		四 人	運 轉 手	二 人	

右の如く給水方針を定めたが、船隊の航行は、川筋に散在せる種々の障害物の爲めに、到底実行も困難を感じ、一先づ見合せ、更に自動車隊に依りて、全力を注ぐこととした。前記の東鐵撒水車二臺と、折柄陸軍省より應援の爲め來着した貨物自動車(空樽にて水を積載す)四臺を加へ、先づ以て避難者密集の箇所、最も飲料水に缺乏してゐる箇所に配水供給をなしたのである。

更に一方設備の修理に全力を傾注した結果、漸く九月十三日に至りて、西谷浄水場より、市内西戸部町藤棚間は、八吋配水管を以て、通水することを得たので、市民は始めて水道用水に接したのである。夫より更に通水延長を劃して、九月十五日には、野毛山浄水場及久保山電車停留場まで延長通水すると共に、左の臨時給水栓を設置して、臨機通水線路附近の給水普及を計つた。

西戸部町一五五番地藤棚より野毛山浄水場間……………七箇所
 同土地先より久保山電車停留場間……………四箇所

尙給水範圍を擴むる爲め、藤棚臨時給水栓より取水して、手曳給水車に依り、上水の配送につとめ、西戸部町字鹽田、扇田、石崎方面、及平沼方面、社會館等に配水を爲し、更に可及的、最寄各方面に配送する計畫を立て、同日午後二時半八吋配水管より四吋管を以て分岐せる神奈川線の一部に、臨時給水栓十箇所を設置し、配水管の通水延長復舊に伴ひ、一本松、南吉田線、東光寺、鐵温泉附近に七箇所、神奈川鐵橋より同反町、桐畑方面に十箇所を設置した。十月二十日迄に給水栓を設置したる數、累計百四十箇所に及んでゐる。

九月二十一日、配水車隊に、内務省より應援の貨物自動車四臺を加へ、配水能率を増した。従來船舶給水に使用した山手町金子玉久所有湧水は、一時覆蓋の一部陥没したが、

之が應急修理を加へたる後、給水設備一切を縣に於て徵發し、汲水を開始した。十月三日に至り、又堀割川筋は障礙物の除去により、水船を航行し得る程度に至つたので、翁橋際である長塚良水會社所有の湧水を吸ひ取り、水船二隻を以て市内三吉町南吉田町の川沿の一部に配水を開始し、一方穿井補助をなして、飲料水缺乏の爲め、自ら穿井を爲さんとする者に對して、左の如く所要材料の補給をなしたのである。

一本 牧町大鳥一箇所に對して、セメント一樽及陶管(徑二尺三寸)もの七本。

二 北方町市營住宅三箇所に對し、陶管(徑二尺三寸)もの二十一本、及濾過器取付用木材蝦夷トド三寸角二間もの十五本

配給施設の狀況は、かくなるものであつたが、九月九日より十月二十日迄に給水した石數二萬三千七百五十八石に及び、配水管區延長百七十哩を修理し、一日約六萬石を配水するに至つた。

第三節 救護品 陸揚

九月十二日に至つて、各縣並政府よりの食糧その他の送附品は、陸續として到來したが、傳馬船、殊に人夫の不足の爲、陸揚も能力も至つて微弱にして、九月七日には、救護材料

輸送船舶と同時に、陸揚人夫を搭載するやう、阪神に依頼すると云ふ仕末であつたから、一日僅かに二千俵内外を陸揚完了するに過ぎなかつたのである。十一日より、特に海軍に交渉した結果、其の盡力に依りて、幾分圓滑に向つたのである。

左に陸揚の數量を示せば、九日には

- 箱崎丸(兵庫) 一、四〇〇俵
- 能野丸(同) 四〇八俵
- 不 明(静岡) 五三〓漬物類、味噌、醬油共
- 同 (同) 一五二俵 野菜類

その他軍艦伊勢にて陸揚せしものは、

- ローストビーフ 九、八〇二箱
- コントビーフ 一六五箱
- サバ 罐詰 五八八箱
- 毛布 二、〇〇〇枚
- 蠟燭 二、〇〇〇箱
- 帆布 四、〇〇〇反
- 帆 布
- 救護品 陸揚

の外第三戦隊司令部の發表に依れば各艦船の物資荷役は

アルタイ丸	雑品	六六九個	野菜及雑品	九二〇俵
シトロ	材(小角)	八〇函	野島	
同	材(板割)	八三二本	材(束板)	一、九三六束
同	管	九八〇束	材(小角)	二〇八束
同	物	二個	材(丸太)	三八〇本
同	物	一個	材(大角)	二七本
攝津	品	一、八八六個	材(丸棒)	一、八七九本
鹽	物	一〇〇俵	材(板割)	一、二七七束
大濱	炭	四四一樽	ガソリン	七三五函
同	品	三六六俵	椅子	三四〇個
同	米(白米、玄米)	二二九個	雑品	四二個
同	材(小角)	二五七俵	對馬丸	三八〇個
同	材(束板)	七九二束	明洋丸	九五五函
同		五一七束	巴里丸	四、二〇三袋
同		二二五本	外里丸	米(六斗入)
同		一六束		米(六斗入)

大島丸	内地米	一〇〇俵	長順丸	二三七枚
同	雜品其他トタン板	二、五八六個	マツト	二臺
同	ベコス	二、〇四四板	自動車	一〇臺
同	木動車	八臺	以上横濱二十日午後六時	
同	萬榮丸	三二束	マラツカ丸	米(四斗入)
同	材(板割)	三九七束	以上神奈川二十日同刻	九、四九四俵

その外同部より救護貨物積出の通牒に依れば

明洋丸	白米(外米)	八千三百十三俵	政府	米
南湖丸	慰問品雜貨	二百噸	兵庫縣より神奈川縣行	
大有丸	野菜其他雜貨	四千九百九十八個	救護局	宛
アルタイ丸	病院建築材料食料	四百噸	右同	
ベコス丸	建築材料	二百噸	救護局	宛
第七萬榮丸	材木	二百噸	右同	
大島丸	副食物雜貨	三千三百個	右同	

大島丸	馬拉加丸	鳥羽丸	長順丸	筑摩	同	ブラック、フオーク
亞	玄	玄	食料建築材料	生糧	救護雜品	醫療品
板	米	米	米	品	品	品
千七百四十四枚	一萬七百俵	六千二百七十一俵	二百噸	五百俵	二十九個	若干
	政	右	同			
	府					
	米					

等であるが、一方本市の陸揚係の活動も目醒ましく、天荒る激浪の中を、森田主任の勇ましき指揮振りに、陸揚作業の効果を収め、毎日陸軍及び海軍と協力して、人夫千數名を役し、各府縣からの寄贈貨物の陸揚げに、寢食を忘れての努力は、二十三日に至つて、左の品目數量を示すことを得たのである。

長崎丸

大	メ	醬
(品)	リ	
豆	ケ	
(數量)	ン	
一、五四二袋	粉	
三〇〇袋	油	
五五八樽		
(寄贈者)		

罐	雜	麻	敷	ブラック・ホーク	漂	米	パ	ミ	漂	アップコース	ミ	チ	ビ	米	牛
詰	品	俵	物	粉	粉	粉	粉	粉	粉	ク	ク	ト	ト	肉	救護品陸揚
一四〇箱	九四個	二四〇袋	六三六枚	九六二箱	一九七袋	八六袋	二三個	三〇四箱	八一個	一三個	二五個	一二四個			

アパ レン ダ ー	外	巴 里 丸	樽 入	俵 入	箱 入	菰 包	白 箱 入	菰 包	白 箱 入	大 有 丸	對 馬 丸	ミ 州	加 州
救 護 品 陸 揚			漬	木	雜	雜	雜	雜	雜				
	米		物	炭	品	品	米	品	品	米	詰	ク	米

三二〇袋	四九樽	三三四俵	一二七箱	三二〇俵	一二二俵	一七箱	三五俵	二〇四俵	七四二箱	二〇箱	四三七袋
------	-----	------	------	------	------	-----	-----	------	------	-----	------

シヤトル日本人會
ビクトリア、ハリット出

横 濱 丸	對 馬 丸	玉 子	テ ン	麥 粉	加 州 米	伊 太 利 船	杉 及 角 材	砂 糖	慰 問 袋 及 雜 品	ア ル タ イ 丸	鮭 罐	ミ ル ク 及 鮭 罐	ミ ル ク 及 牛 肉	コ ン ビ ー フ

五七〇箱	七箱	一一箱	一三二俵	九四俵	二六一個	三七俵	三五束	二六一個	一六個	三七六個	一七七個	七〇個
------	----	-----	------	-----	------	-----	-----	------	-----	------	------	-----

救護品陸揚	麥	ア ル コ 1	石	木	雜	雑 フ ィ ン チ 號	プレシデントタフト號	下	三 崎 丸	長 順 丸	東 角 東	野 島 丸
	粉	ル	油	材	品	品	駄				板 材 板	
	一、三九五袋	二七瓦	三二六箱	一五五本	一〇三個	二〇一個	四二三個		一六五束		二三〇本 四八束	四五五束
							山梨縣					

同	同	外	ア パ レ ン ダ 1	外	明 洋 丸	砂	衛 生 材	毛 布 雜	外	ア パ レ ン ダ 1	慰 問	大 有 丸	パ ン	パ ン
			米	米		糖	料	品	米	品	米		粉	粉
			二〇一袋	七〇九袋	四四〇袋	二五〇袋	一八個	七六個	三八包	五八〇袋	一六五個	七八〇俵	二二二袋	二、五五〇袋

ア ル コ ー ル	二四瓦
大 有 丸	三七〇個 二八四個 一三七束 一三四束 三二個 五四二個 六一二個 五二四個 一、九二八俵 二四〇俵
糖 漬 物 醬 油	香川縣、京都府 同 兵庫縣 同 京都府 同 同 同 鳥取縣 同
東 同	同
同	同
俵 入 雜	同
同	同
箱 入 雜	同
同	同
木	同
雜	同

等である。

而してその後二十五二十六日に陸揚げした救護材料は、在港艦船より本市に陸揚げした材料、並びに船舶名數量を述べれば、二十五日陸揚せる分

アパレンダー 外 米	一、〇〇一袋 六二七袋 四八袋	大 有 丸	八箱
豆 粉	一、九二〇袋	漬 物	二四七樽
長 順 丸	二四二樽 五九四束 九八〇函 二、八九〇袋	マ ニ ラ 丸	五七個
醬 油	二四二樽	袋 入 雜 品	五七〇袋
麻 袋	五九四束	アパレンダー號 小 麥 粉	八〇〇袋
蠟 燭	九八〇函	アパレンダー號 大 有 丸	三四〇個
大 豆	二、八九〇袋	慰 問 袋	六個
第七號萬榮丸 筵	三七三束	箱 物	
繩	七〇束	俵 袋 米	九二三
製 材	六七束	菰 包 雜 貨	二三四個
アパレンダー號 雜 貨	四八個 九五個	箱 入 雜 品	三二四箱
同	四八個	木 炭	一、五〇九俵
同	九五個	菰 包 雜 品	六〇個
同	二二九袋	函 入 雜 品	三〇八箱
パ ン 粉	二二九袋	松 丸	二、五七〇石
ブレシデントタフト號 慰 問 品	九二袋	東 太 板	一四石

廣 東 丸
 袋 吹 入 白 米
 梅 庵 干 米
 澤 庵 干 米
 アパレンダ1號
 豆 米
 玄 米
 メリケンコ粉
 小 麥 粉
 外 米 粉
 砂 糖 米 粉
 パ 粉
 米 粉
 雜 品
 鹽 品
 三 島 丸 米
 依 米
 對 馬 丸 米
 罐 詰
 米 詰
 救 護 品 陸 揚

二五一袋
 三五樽
 三五樽
 七五九袋
 三〇四袋
 四〇三袋
 二、九四袋
 二、八七二袋
 三袋
 四〇〇袋
 三〇依
 一八三袋
 三九七依
 六二一函

御用船ベコス丸
 板 材
 角 材
 油 函
 アパレンダ1號
 外 米
 砂 糖 米
 雜 貨
 ロ 貨
 雜 貨
 大 有 丸 米
 袋 入 米
 函 入 貨
 雜 品
 同 入
 同 入
 杉 丸 太
 長 順 丸 物
 大 救 丸 豆
 大 有 丸 物
 漬 物

三、四九〇本
 五二本
 八二五函
 八九四依
 四一依
 一八本
 五七個
 二、〇二九依
 四一八個
 四一一個
 四一一個
 二〇二個
 二四〇個
 一、二八〇本
 五五枚
 四、五三七袋
 二八五樽

二三三

アパレンダ1號
 外 國 米
 メリケン粉
 シベル
 食 糧 品
 白 豆
 二十六日陸揚の分
 アルタイ丸
 罐 詰
 ミ 糖 粉
 砂 糖 粉
 雜 貨
 丸 太 貨
 東 馬 板 角
 對 馬 丸
 橫 濱 丸
 加 州 丸
 內 地 白 米
 驅 逐 艦 菱 米

一七四袋
 一、五三六袋
 一〇〇束
 一、八〇三函
 七袋
 二七九函
 二二〇函
 三四依
 一一個
 三〇〇本
 三三束
 四八〇函
 一六三袋
 九五依

雜 貨
 泰 陽 丸
 ア ン べ ラ
 罐 詰
 食 料 品
 第 七 萬 榮 丸
 薙 品
 繩 材
 角 材
 板 材
 大 有 丸 材
 濱 物
 驅 逐 艦 菱 物
 金 物
 慰 問 品
 瀨 戶 物
 テ ン ト 材
 慰 問 品
 自 轉 車 箱 入
 白 米

二一七個
 一三四束
 二二九罐
 六五箱
 一六〇袋
 六一束
 三三五本
 六九束
 一四八樽
 二六個
 一四個
 二四個
 一七個
 三函
 不明

二三三

その後陸揚岸壁殆ど全部破壊の爲、糧食陸揚困難を極めたのであるが、爾來銳意、神奈川・東横濱・山下橋に應急陸揚設備を施し、海神奈川は東京方面への輸送陸揚用に供し、車輛六十輛を備へ、山下橋は横濱への陸揚用に供したる爲、運輸事務の進捗を見、十九日には横濱税關棧橋は開橋して、海陸運輸の連絡に多大の便宜を得ることとなつた。之が實績を調査し、且つ舢舨の活用を圓滑にして、能率を發揮せんと、毎週水曜日ライジング・エゼント、其他關係業者を集め、打合會を開き、業者を督勵した結果、漸次復舊の好況を示したので、先般左の要領で、大藏省主税局長宛報告した。

本月十三日より十九日に至る横濱港内一週間の使用した舢舨数は、約二千二百五十隻で、其噸數は二萬六千噸となり、一日平均三百二十隻二萬噸に當つてゐるが、其内荷役に従事するものは、約二百十隻の一千九百五十噸である。然し翌日荷役に使用し得る空船は、百十隻の一萬噸に上つて居る。更に荷役方面から見れば、其實績は船卸噸量は一日本平均八千四百噸で、外國貨物四千七百噸及内國貨物三千七百噸であるが、陸積の方は二千噸と見られ、現在百の總荷役噸量は、一萬四千噸である。而して之れを舢舨使用の

状態に對照すれば、一日使用の舢舨の船腹噸數は、一萬九千五百噸であつて、其實際の荷役噸數は、七割の一萬三千六百五十噸と見るのが適當らしい。随つて舢舨使用の數字と、一日の荷役能力の實際とは略、同一となるのであるから、結局荷役能力は、空船百十隻一萬噸の七割、即ち七千噸と見込むのが相當である。

(市日報)

第四節 收

容

兇暴な災厄は、多數の人命を奪ひ、あらゆる財寶を灰燼焦土に化したのであるが、明るる二日になつて見れば、至る所に目も當てられぬ悲惨事を現出したことは、今更繰返すまでもない。市中の場末、稍、小高き丘陵空地には、殆ど立錐の餘地なく、罹災者に埋られ口々に哀愁の呼號、或は親の名を叫び、子の名を呼びつつ、ここを尋ね廻るに餘念も無かつた。然るに漸次秩序も回復し、食糧の供給も施されて、始めて野天では満足が出来ぬと氣付いた。殊に一時なりとも降雨を凌ぎ得べき樹木が、前には生々しき緑の葉が繁つて居たのに、今は枯木の姿になつて、只名残を留るに過ぎぬ有様で、斯様な天地に、裸かの罹災民が先づ焼跡の焼トタンの殘骸を寄せ集めて、各の住家を作つた。嘗ては疊の上も冷たいと思はれた人々も、今は焼トタン屋根の土間生活に成り變つたのであ

る。それでも不満どころか、當時として尤も得難い貴い家屋であつた。こんな有様であつたから、住むに家もなく、困憊を極めた罹災民のために、本市は公設收容所建設の急なるを認め、先づ南太田町普門院焼跡空地に四棟二百餘坪のバラックを建設した。そこには九十九世帯五百二十人の收容を始めとし、その後に至つて、漸次各所各方面に亘つても亦建設を劃した。一方建築の工程状況を調査せしむべく各所に吏員を派し、又一面、町内有力者、衛生組合青年團等と相呼應連絡して、迅速に罹災者を調査し、入所券を發し、人名簿を作製の上、着々竣工次第直に收容することにした。更に吏員をして、各バラック内に於ける居住風俗、衛生警備の状態に注意を促し、罹災民の保護に努めたのである。

本縣本市の建設に係るものと、他府縣から寄贈に係るバラックに因つて、始めて罹災民悉くを收容し得たのであるが、十月一日、本市臨時建築部材料係の報告によれば、十月一日、臨時建築部設置以來、同部技術係に於て取扱ひたる事務は左の如し。

- 一 震災罹災民救護の爲め、國庫費支辨震災應急費を以て建設せし收容バラック。
- 一 住居用 九二棟五、九五〇坪七〇
- 一 同附屬舎 一〇九棟 五四二坪五二

此建築費 三五七、一二七圓一〇錢

其他の施設に係るもの

- 一 糧食配給所々屬倉庫 一三棟 六四四坪七五
- 此建築工事費 二二、五七五圓八七錢
- 一 十全醫院假病室平沼邸應急補修施設工事
- 此工事費 二、九〇八圓五〇錢
- 一 衛生材料物置場 一棟 一二坪
- 此工事費 一二〇圓
- 一 療養院治療室其他新築 一六九坪五〇 三、六三六圓
- 一 市救護所罹災患者收容室新築 二五〇坪 四、七一八圓
- 一 久保山墓地火葬場 一棟 一二坪 一二〇圓
- 一 壽一本松宮谷根岸稻荷臺の各小學校へ一時罹災者假收容設備を施したるもの
- 一二、一六八圓八〇錢

一 水道瓦斯局跡地建築材料貯藏所一棟五〇坪 七五〇圓
 一 横濱公園内收容事務取扱所 一棟 七坪 一八二圓
 にして、更に同部收容係報告を記せば、大正十二年九月十五日、收容係を設け、震火災に因

収 容

る罹災者收容に關する事務を開始した。全市各町に亘り、散在的に建設せらるる公設バラックに就き、吏員を派し、其建設出願者、衛生組合、又は青年會等と連絡を取り、バラック竣成に先だち、收容を要すべき者を調査し、入所券を發行し、其人名簿を作製し、尙常時吏員をして巡察せしめ、バラック内に於ける生活風紀、衛生警備等、諸般に涉り注意し、且つバラックの保存管理、及秩序維持等に努め、日夜活動した。年末現在に於けるバラック在任世帯、及人員等左の如し。

公設罹災者避難所收容數

(建設區分)	(坪數)	(世帯)	(人員)
國費支辨市取扱分	九七	六、〇〇二、二	七、五八七
關西各府縣聯合寄贈市取扱分	一三〇	九、〇四〇、三	一一、一〇八
兵庫縣及神戸市寄贈市取扱分	一四八	八、八〇〇、〇	三、二四三
同縣取扱分	三一	一、八四八、〇	八、〇七〇
同縣取扱分	一六	九五〇、五	二、三〇三
三井家寄贈市取扱分	三三	一、〇二三、〇	九五七
(計)	五〇五	三〇、六六四、〇	六四四
			三四、九一二

公設避難者收容所棟數坪數世帯數人口調査表

(大正十二年十月二十日調)

(收容所位置)	(棟數)	(坪數)	(世帯數)	(人口)	(備考)
福富町一・二丁目	四	四〇四、〇	一四五	六五〇	國費支辨建設 縣取扱
長者町九丁目	一〇	七五六、九	二〇四	八〇九	市取扱
末吉町一丁目	五	三三二、〇	一二六	六〇九	市取扱
同二丁目	二	九三、〇	三八	一九〇	縣取扱
同五丁目	一〇	五四〇、〇	二四〇	八六五	縣取扱
山下町(一一)	二	一一〇、〇	四〇	二五〇	市取扱
長者町七・八丁目	四	二四〇、〇	三五	二五五	兵庫縣及 市取扱
若葉町二丁目	三	一八〇、〇	三七	一六二	神戸市寄贈建設 市取扱
尾上町二丁目	一	六一、二	一八	九三	國費支辨建設 縣取扱
横濱公園	七	四二、〇	二〇一	八五〇	市取扱
常盤町四丁目	二	一五一、二	五四	二二九	縣取扱
港町五丁目	一	六四、八	二一	九三	縣取扱
萬治病院跡	二	二〇五、二	五三	二二一	縣取扱
南吉田町(五七)	二	九七、〇	一六	六五	市取扱

羽衣町一丁目	三	一八〇	五八	二一六	關西府縣寄贈	縣取扱
若竹町	一	六〇〇	一七	八二	兵庫縣及神戸市寄	市取扱
翁町二丁目	二	九六〇	三〇	一三〇	國費支辨	市取扱
扇町三丁目	一	六〇〇	一六	七六	關西府縣寄	縣取扱
老松小學校	二	一一〇〇	四四	一七五	國費支辨	市取扱
日之出町	六	六一九〇	一六二	七三〇	同	縣取扱
初音町	五	一五〇〇	五三	二七五	同	市取扱
南太田赤門前	四	二〇九〇	九九	五二〇	同	市取扱
伊勢町官舎	四	二四〇〇	一〇〇	三八二	同	縣取扱
掃部山	六	四二〇七	一九九	六六六	同	縣取扱
戸部町六丁目	二	一八〇〇	八二	二二〇	同	縣取扱
西戸部小學校	二	二二〇〇	一〇三	四五四	同	縣取扱
同縣廳官舎	六	四三二〇	一三二	四七八	同	縣取扱
第一中學校	六	三七八〇	一六九	七二五	同	縣取扱
西戸部池の坂	二	二〇〇〇	二七	一四五	同	市取扱
蒔田字矢畑	一	一三八二五	四五	一五〇	同	市取扱
同共進會跡	四	三〇二四	一二	四五五	同	縣取扱

二四〇

弘明寺境内	二	一一三、四	三八	一四四	同	市取扱
中村亞鉛會社跡	四	二四〇〇	六三	二二九	同	市取扱
根岸製氷會社跡	五	三〇一、五	七五	三〇六	同	市取扱
根岸競馬場	二	一三八、二五	四六	一四八	同	市取扱
本牧終點	二	六〇〇	一〇	三〇	同	市取扱
新山下町	一	一〇八〇〇	九四	四四二	同	市取扱
元町五丁目	三	二七〇〇	一五	七五	同	縣取扱
女子師範學校	一	一〇〇〇	三六	一三三	同	縣取扱
岡野町濟生會	四	四〇〇〇	一〇三	四四四	同	縣取扱
神奈川浦島丘	七	七七〇〇	一六九	六六二	同	市取扱
子安町大口	三	二九七〇	一六	五六	同	市取扱
神奈川本覺寺下	五	二九六〇	一三三	五九六	同	縣取扱
同富屋町	二	一八〇〇	六二	二七五	同	縣取扱
高島公設浴場	三	二二八、六	一五	四四一	同	縣取扱
表高島土木出張所	三	一六〇〇	四七	一五二	兵庫及神戸寄贈	縣取扱
青木町實科高女下	四	二四〇〇	七二	二五〇	同	縣取扱
神奈川西の町	二	一一〇〇	三八	二二五	同	市取扱

二四一

收 容

收 容

元町四丁目	井土ヶ谷町	水道瓦斯局跡	末吉町二丁目	榮橋際	扇町三丁目	霞町一丁目三	三春町三丁目	英町一丁目四、五、九	同二丁目三丁目	野毛町二丁目	花咲町七丁目九丁目	同	同	南太田六〇三	吉岡町五丁目	吉岡駿河町
三	二	二	二	一	二	二	二	二	二	二	二	二	六	二	二	一〇
三〇〇、〇	一八〇、〇	一二〇、〇	九三、〇	一一三、四	四五、〇	一一〇、〇	一一〇、〇	一一〇、〇	一一〇、〇	一一〇、〇	一一〇、〇	一一〇、〇	三六〇、〇	一〇八、〇	一一〇、〇	六〇〇、〇
六五	六四	三九	二四	四二	一五	一九	一三	二〇	一〇	一一	二八	一六	〇	一七	二	九
二五〇	二五〇	一七四	一〇四	二〇三	八五	六七	四七	八九	四〇	四三	一一一	六五	〇	七〇	七	三〇
同	同	同	同	同	國	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
縣取扱	縣取扱	市取扱	縣取扱	縣取扱	市取扱	市取扱	市取扱	市取扱	縣取扱	縣取扱	縣取扱	縣取扱	縣取扱	市取扱	市取扱	縣取扱

二四三

足曳町一丁目	雲井町一丁目	同	蓬萊町一丁目	羽衣町二丁目	同	同	同	長者町五丁目	不老町二丁目	外眞金町一丁目	眞金町一丁目	山田町二丁目	翁町三丁目	扇町二丁目	眞砂町一丁目	神奈川稻荷臺立町
三	二	二	四	四	一	一	三	二	四	二	三	二	二	一	二	三
一八〇、〇	一二〇、〇	一二〇、〇	二四〇、〇	二四〇、〇	六〇、〇	六〇、〇	一八〇、〇	一二〇、〇	二四〇、〇	一二〇、〇	一八〇、〇	一二〇、〇	一二〇、〇	六〇、〇	一二〇、〇	一六二、〇
八	一四	二	一五	四〇	四	二	一八	二五	三四	三〇	二二	四八	一九	一二	五	二七
三〇	五八	四七	六六	一二〇	三一	一〇	一六	一〇〇	一四四	一〇五	八一	三二〇	一〇〇	四七	三〇	九一
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
市取扱	市取扱	縣取扱	縣取扱	縣取扱	縣取扱	縣取扱	市取扱	市取扱	市取扱	市取扱	市取扱	縣取扱	市取扱	市取扱	市取扱	兵庫及神戸寄贈 關西府縣寄贈 市取扱

二四二

千代崎町	二	九〇、〇	三三	二九一	國費支辨
本牧上臺	一	七八、〇	五	一四一	市取扱
大鳥小學校	一	七八、〇	一八	八七	市取扱
鶴屋町	一	三六、〇	一四	六五	縣取扱
壽町二丁目	二	一一〇、〇	二二	一五〇	兵庫及神戸寄贈
千歳町二丁目	二	一一〇、〇	四七	一九三	市取扱
眞金町一丁目	三	一八〇、〇	二二	八一	同
外眞金町一丁目	二	一一〇、〇	三〇	一〇五	同
長島町一丁目	一	四八、〇	九	四五	同
羽衣町一丁目	二	一一〇、〇	一一	五四	同
南太田東耕地	二	一一〇、〇	一五	五三	同
市長公舎跡	一	六〇、〇	一五	五八	同
浅間町大新田	四	二四〇、〇	七〇	二九五	同
青木下臺町	二	一一〇、〇	二六	一二六	同
(合計)	二八九	一八、九五六、一	四、八六六、二二、六〇三		

一 震災罹災者救護用バラック建築せしもの
 其後の收容調査 (大正十二年十月二十日現在)

住居用 八一棟 五、八三七坪三〇
 附屬舎 一一五棟 五一坪五二

一之れが使用材料は、配給品及徴發材を以て充當し、第一次縣より配給を受けたるもの木材三百一石三斗餘。爾來大有丸萬榮丸積載のもの、内木材千八百六十三石五斗の配給を受け、其他米國寄贈に係る米松材四百二十八石、亞鉛引平板六百五十五枚、洋釘百五十一樽、及ルーヒング千〇五十二本、配給を受けたるも、ルーヒングは塗液粘着し、大部分は用をなさず(修理施工の上漸次使用の見込)。其他縣より配給を受けたる帆布千卷あり。是等は尋て間仕切小屋圍に使用する。

- 一 其他救護に附帶し施設せる建設物左の如し。
 - 一 物品配給所並倉庫 十三棟 六三六坪五合
 - 一 日用品小賣市場 十四棟 三一五坪
 - 寄贈バラック
 - 兵庫縣より建設寄贈の分
 - (イ)バラック建罹災民收容所
 - 一 住宅 三十一棟 一、八四八坪

収容 二四五

一 附屬便所炊事場	二十九棟	一〇一坪	二四六
(ロ)職業紹介所	二棟	四四坪	
(ハ)公設浴場	八棟	一八〇坪	
(ニ)公設食堂	一棟	一八坪	
(ホ)公設市場	二棟	一一二坪	
計	七十三棟	一一三〇三坪	
三井家寄贈の分			
(イ)住宅附屬便所共	三十三棟	三百戸	一、〇三三坪

帝國在郷軍人會甲府支部より、九月十四日より同二十三日に至る間、在郷軍人二百名援助として派遣あり、收容所其他敷地々均し、工事に援助を受けた。

關西聯合府縣事務所一棟、都橋際に建築せるものを寄贈を受けた。此坪數五十八坪である。

(市調査)

第五節 衛生

一 總 說

最初岡村の萬治病院と横濱公園の二救護所とは開始されたとは云へ、全市を見れば、各方面に避難して居る多數の傷病者に對し、其手當の途も少く人心は極度の不安に襲はれ、本市吏員の消息をも詳かならざる際として、他に施すべき策もなかつた。先づ縣當局と商議して、市立救護所、青木町神奈川高等女學校、本牧消防署出張所、縣立第一中學校、青木町幸ヶ谷等に臨時救護所を設け、縣市合同の下に、治療を開始し、引續いて根岸療養院(大村民藏氏經營)、神奈川町芦澤醫師、同小林醫師等は、各自宅を救護所に充てて、四日には警備隊司令部の救護所が設置せられ、萬治病院を合して、其數十一箇所を設くるに至つたのである。

二 傷病者の調査收容

それより本市衛生課員は、何れも罹災者であつたが、二三の缺員ありしのみで、全部出勤し、全力を傾注して、傷病者を發見し、附近の救護所を指定して、治療を受けしめ、最初は患者の收容治療をなすの設備がなかつたので、已むなく萬治病院、十全醫院、救護所、根岸療養院に送院する等の不便もあつたが、追々社會館に收容の設備も整ひ、續いて濟生會も規模を擴張したので、收容の場所も増加したのである。後日傳染病の發生と共に、萬

治病院の收容を廢止した。その間に於て最も困難を感じたのは、患者の輸送である。第一用具の問題で、萬治病院結核療養所の備品を合し僅かに三個の擔架及傳染病者用の寢臺車一輛あるに過ぎない、加ふるに避難地の多くは市の外廓部であるから輸送も容易でない、種々苦心して、自動車を使用せんとしたが、用途に應ずるものなく、止むなく人夫を増加して臨機戸板等の類を代用したのであるが、漸く二十五日に至り、一輛の自動車を得たが、此時既に傷病者の收容は、一段落を告げた後であるから、以後は傳染病者の收容に充當したのである。

第二の困難は、輸送人夫が意の如くならず、平素は傳染病者を處置する常備夫五名もあつたが、折悪しくも缺員し、僅に三名に過ぎず、臨時に人夫を使用せんとすれば、病人の輸送は嫌遠して用務を便せず、止むなく増銀して使役することとしたが、行動は狡猾にして、能率も更らに上らない。

次に起れる困難は、救護材料の缺乏である。通信交通の杜絶は、支障の原動力となり僅かに殘存藥店からの徵發等に依りて補つたものは、全く一時的にして、多數の傷病者に亘らず、依つて各都市より出張中の救護班の職員を介し、或は海軍の無線電信等により藥劑の注文をしたが、輸送上の故障、又は陸揚の關係等の爲め、容易に入手する能はず、

加ふるに私立の病院開業醫師等に於ても、漸次施療救護を開始したために、材料の供給を迫られ、是れ又一般救護の爲め、放置し難く、多少の補助をなしたが、不安は日々に増し、傳染病患者も續發の傾向を呈してゐる。消毒藥品の如きは、僅に二〇磅の石炭酸と四罐の生石灰あるに過ぎないと云ふ有様、此間燒跡の石灰發掘、又は保土ヶ谷曹達工場より購入等、専ら蒐集に努め、漸く石灰を得たが、其の他の消毒薬は容易に入手する事も得ず、實に窮境に陥つたのであるが、中旬に至つて、京都市救護班引上の際、その殘品の寄贈を受け、續いて名古屋市より購入品到着したのであるから、先づ小康を得るに至つたのである。當時に於ける輸送上缺陷の一例を挙げれば、九月五日、海軍無線電信を以て大阪市に注文した藥品の如きは速急に送荷されたに拘はらず、品川沖に船積の儘滞在し、十月に到りて、漸く引受くると云ふ状態を見ても、如何に當時の不便なることが推知されるのである。

次に隣接町村に於ては、震災前既にチブス病流行し、益々蔓延の兆ありて、當市は之が警戒中、今回の震災となり、又之が爲めに衣食住の急變及其他諸般の關係から推して、傳染病患者の多數發生も豫想されて居つたが、如何せん、前述の如く藥劑品は勿論、器具類に至るまで殆ど皆無の状態で、遺憾ながら一般的の豫防法を講ずることも不可能である。

際とて會、赤痢の流行を唱ふるに至り、尠からず不安の念に驅られた。然るにそは種々調査した結果、事實と異ひ、一時性の急性腸加答兒であることが確められた。一方腸チブスは日を追うて續發の狀を呈した。水道も復舊遅々としておるのと折柄、蠅の増殖甚しかつたのとは、寒心に堪えず、依りて蠅取紙、石灰又はクレンシン等を各衛生組合其他の團體に交付し、一面には横濱市日報又は種々なる機關を利用して宣傳し、下水に對して消毒を行ふ等、極力各自の警戒を促したのである。十月中旬は平年の率を保つたが、追々増加して、十月二十日に至り、次表の如き數を見るに至つたのである。之れより先、傳染病患者の續發を豫想し、萬治病院傳染病院の増築材料の缺乏と擔當者の手不足とによりて容易に着手すること能はず、漸くにして本月十日より、向ふ七日間の豫定を以て起工したが、意の如く進捗せず、一方には患者益増加し來り、已むなく一時傾斜せし病室又は廊下までも使用するの窮狀を呈した。二十日に至りて工成りし關西聯合病院外一府六縣聯合十日一日開院の諒解を得て、疑似患者を收容するを得、漸く緩和するに至つた。更に又増築と同時に、寢臺類の準備に着手したが、圖らずも米國より救護事務局に對し、天幕病院の寄贈あるを聞知し、當局に分與を申請し、毛布、寢臺類の交付を受け、窮狀を免るるを得たのである。

茲に又患者取扱上困難を感じたのは、診斷報告の不備による爲に、一名の患者を扱ふに、半日又は一日を要することも屢あつた。是れ患者は自己の避難地にあるを忘れて、前住所を申立つるを、其まま報告した爲め、現住所を搜索するに多くの時間を要し、又患者の同居人、傭人なるにも拘はらず、置主、傭主等の姓名を報告しないので、之を搜索するに困難を來したのである。或はまた醫師診斷の衝突等もあつた。之を要するに、他より應援救護班の如き、土地の實際に通じないことにも基因したので、是れ亦已むを得ない所である。之が爲に防疫上敏活を缺くの誹りを招く事もあつたのは、遺憾とする所である。

震災後二十日までに於ける患者數左の如し。

赤痢	一四八	腸チブス	二四八
バラチブス	一〇	猩紅熱	四
デフテリヤ	九	流行性腦脊髄膜炎	四

その他後節に述ぶる屍體の處置を始めとし、汚物、塵芥等の處分、掃除等につとめ、遺漏なきに至つたのである。

(市調査)

第六節 保

護

一 迷兒と孤獨者

公園は至る處避難民によつて滿され前記の如く本廳も茲に假事務所を設けて已來、及ぶ限りの救助に當つた。憐れむべき數ある罹災者の中にも、親と別れ、家族にはぐれ、頼邊もなき無智可憐の迷兒は、當初十四名にも達した。先づ假事務所に於て、是等の迷兒に保護を加へ、更に吏員をして、園内の迷兒を寄せ集めしめた。三日假事務所は、櫻木町の假廳舎に移轉すると共に、同舎に移してより、その後他の避難者もしくは警官に伴はるる迷兒も、續々増加するのであつた。中にも乳兒の保護は、極めて困難を感じた。當時同廳舎小使室にある少量の殘米を以て、直に不完全なる重湯を作り、一同に施したのであるが、食糧のみならず、寢具、嫁姆等に尠なからざる不自由を感じ、直後六日になつて、迷兒を社會館に移すことになつた。すでに半數は同廳にあつて引取人に渡し、他の四十名は、同日晝吏員に連れられて、同館に收容せられ、その中途中偶然にも父親に遇ひ、奇遇の涙にくれつつ引渡したと云ふ、悲痛の中にも喜びの挿話もあつた。社會館に至

れば、時恰も各府縣都市の救護班は各室に陣取つて居た。従つて迷兒の保護手當には、何不足もなく、嫁姆とても當時孤獨となつた婦人罹災者を以てこれに當てたのであるから、當局としては已後の保護を考慮して、能動的に兒の親の探索に力め、隨所に公告あるひは宣傳に力めた結果、十月初頃までには、僅に残る迷兒は六名に過ぎなかつた。その後は殘兒を孤兒院に移管したのである。更に是等の保護期間中にあつた二三の挿話を特記すれば、當時市助役青木周三氏は、今次の震災に愛子を失ひ、その遺品たる衣類、帽子、玩具等を、同館收容中の迷兒に與へ、最初の配給を受けた迷兒達は、喜悅を滿面に漂したと云ふ眞情の流露が有つた。又一は遙々岐阜縣某寺住職は、檀信徒を同伴して、可憐な子を貰ひ受けに來たが、親の引取りを待たねばならぬと斷はり、一行は空しく別れを告げたと云ふ人情の美はしい話が織り込まれてをつた。

その他災害の結果、鰥寡孤獨となりし者四名、同じく社會館に收容保護を加へ、市内中村町玉泉寺内に天幕張の收容所を假設し、之を養老院と命名し、茲には二十二名を保護收容した。後バラックを建設して、之に移し、玉泉寺の僧侶にその保護を委ねた。十月後は十四五名に増加したと云ふ。

(市調査)

二 避難者の證明

震災直後六日、衣食住に困憊したる罹災民が、一時此の窮境より脱せんが爲めに本市を離れて、他地方に避難し、縁類の救助を得んとする者に對しては、一々避難者たるの證明書を交付するの必要を認め、且つ鐵道無料乗車券、及船會社乗船券を得るに容易ならしめ、之を發行して、一般避難民の便宜と保護とに力めた。本書の交付を受くると否とは、直接罹災民の利害に及ぼす影響深きを以て、先を争ひて交付を請はんとするもの潮の如く殺到し來り、一時係員は之に尠ならず忙殺され、非常なる混雜を呈した。當初より十月二十日までに交付したる證明書約十萬餘人に達した。

(市調査)

三公報の發行

災後間もなく市内各方面に亘り流言浮説盛行はれ、人心不安に陥りたるも、市狀を齎すべき各機關は其機能を失し、社會の實情は具さに報導せられず、爲めに一層危懼の念を加ふるのみなるを以て、正鵠なる真相を周知せしめて、人心の安定を圖るは最も緊

急の要事なりとし、本市主唱の下に、市内主なる新聞社の後援を得て、九月十一日、始めて横濱市日報を發行し、市内に先づ千部を配付することとしたのである。

爾來日々安寧秩序の回復竝に災害の復舊救護の狀況等、重要な事項を掲載することに努め、人心の安靜と利便とに資し、十一月下旬まで之を繼續刊行したる部數八萬一千餘に達した。左に渡邊市長の發刊の趣旨と、本市三新聞の贊助の辭とを掲載すれば

發刊の趣旨

渡邊横濱市長

今回横濱市日報の發刊をくわだてた事は、要するに潰滅に歸した我が横濱市が今後再び都市としての經濟復興其他の新奇を整へ、果して對外的に貿易都市としての面目を恢復し得るや否やに關し、市民中無理からぬ懸命に驅られて、際、偶、流言を放つて、生絲貿易の西移を説き、徒らに人心を惑亂し、不安におとし、いれ、剩へ遷都説を唱へて、政治中心の移動さへ眞實しやかに流布する者あるも、如斯は眞に根據なき一場の臆測を逞ふする輕躁者流の言であつて、寧ろ一笑に附し去るべきものではあるが、爲めに人心の動搖を來し、新横濱市建設の上に、多少なり共影響を與ふる恐れあるべきを憂ひ、速かに之を除原するの必要あるを感じ、同時に又、大都市建設の爲めには、官民擧げて協力一致すべきの緊喫事たるを痛感したので、茲に横濱貿易横濱日々横濱毎朝三社の諒解援助に依り、最も正確なる情報を機敏に報導して、如上の流説不安を一掃し、自奮自勵の協

戮を乞はんとするに他ならぬ次第でありますから、何卒本紙刊行の趣旨を諒し、各位の信頼を得たいと存じます。尙今後自分から各位に對する希望、其他に就いては、其の都度本紙上を通じて申上げる事に致しますから、此の儀も併せて御承知置きを願ひます。

困惑の迷ひより醒め

自覺の第一步を踏め

不慮の災害に遭ふて、生死の岩頭に押し上げられた吾親愛なる市民各位は、或は其の親を喪ひ或は妻子と別れ居るに家なく、着るに衣なく、餓えたる餘命を困苦缺乏の巷に晒らし、悲惨の谷底に墜ちて、あはれ當代文化の跡方もなき焼野原の其處此處に彷徨ふて居る。正に之れ悲しむべき人生最大極度の慘酷事に非ずして何であらう。想ひ起せば眞に一瞬間、生き乍らに此の夢想だもせざりし地上の地獄に叩き付けられた吾等は、唯呆然として自失、其處には全く生くべく努力の途も失はれたのである。されどこの絶大なる不幸が、吾等の馴れた平和生活に如何なる活教訓を與へたことであらうか？醜惡なる心理の一面を有する吾等は、由來汲々として功利に没頭し飽くなき幾多慾望の影を追ふて、満足の夢に浸たらうとして居たのである。蓋し當面の災害が圖らずも吾等に絶好の體驗を與へて呉れたことは、永久に深く刻み付けられた感謝すべき反省の機會であるとも觀ぜられよう？

今次の災害に對し、忝なくも 聖上陛下巨額の御内帑金を下賜して、救恤の資に充てられ、吾等

の同胞は舉國一致罹災民の生活を救ひ、都市の復活に援助されて居る。縣市の當局又た日夜奔命の精力を傾け、吾等の救済に努めて居る。此時に方り、吾等又た速に困惑の迷ひより醒めて、自覺の第一步をふみしめ、共に「新横濱市の建設」に協力すべきである。戒嚴令下に在る吾等は既に安全圏内に置かれて居る。見よ忠良なる帝國の精兵は武裝嚴めしく不眠不休、吾等の生命と財産を保護して居る。糧食は續いて到り、秩序は漸次恢復されつつあり。巷間偶、行はるる流言蜚語の如き吾等は斷じて迷はさるべき何等の根底理由なきを信じ、晏然として各自適歸すべき所に趨くべきである。第一號の發刊に際し、敢て市民各位に告ぐ。

横濱 貿易 新報社

横濱 日々 新聞社

横濱 毎朝 新聞社

贊助 編輯 同人

四 死體取片付

丘に、川に、散り亂された死體は、日々の炎熱に燬かれ、鑑別もつかぬまでに腐爛し切つて、臭氣を發してをる。昇夫搬卒すら、之等の取片付け使役から何かの口實を以て逃げ

やうとする窮狀に陥つた。かくの如く當時慘鼻の實相は、到底言辭の及ぶところでない。震災直後に於ける行動中、最も至難を感せしめたのは、便ちこの死體取片付であつた。かかる醜惡な場面は何時までも街上に曝すべきでない。そこで縣市は協力して、取片付に着手したのであるが、本市は於ては、九月六日、死體取片付係を設け、請負人船山崇太郎に命じ、取敢へず、當日、櫻木町尾上町吉田橋際の一部の取片付けを開始すると共に、各方面から人夫の増員を企てた。當時の不便は繰返すまでもなく、交通の破壊と運搬器具の缺乏とには極度の困難を感せしめ、幾萬の死體に對し、徵發した唯一臺の荷車では、如何とも致し方なく、已むなく市街から焼トタンを拾ひあつめ、燒電線を綱の代用として、應急の搬出具を作つた。困難に加ふるに、更に不自由な困難が重なつて、係員は數日不眠不休、その所置に當られたことは銘記せねばならぬ。最初取片付けの順序として、先づ本縣々醫一名、警部もしくは警部補一名、市の吏員二名を一組となす、檢視隊を編成し、それを各方面に派し、片端から未檢視の死體に、はがき大の紙札に符號番號、埋葬地號を附して、檢視の證となし、更に檢視死體を久保山、輕井澤等に埋葬して、更に木札を付けて、埋葬箇所を示した。後日遺族の請ある都度にそれらの木札を參考にして發掘し、後に正式火葬に附すると云ふ處置方法であつた。主として久保山火葬場、三澤市有

墓地に於て行つた、埋火葬場は遠距離の不便なるにより、集合的の死體の存在場所に於て燒却したが、陸上に於ける可視的の死體は、取片付けも抄々しかつたが、河川に漂流せる死體は、恐らく數千に上るべく、少なからざる困難を感じたのである。已上は當局として當つた表面の行動に過ぎない。然るにそれに反して、その手續に出でざるものは、寧ろ多いのである。便ち災後遺族自身が隨所に於て己が家族の死體を火葬し、遺骨を携へて、他地方に避難されたのであるから、後日に至るまで遺棄された死體は、概ね誰人か不明の死體が多かつたのである。それ故大多數は民間に於てすでに處分されて居ると見なければならぬ。當時の交通不便と、他の支障のために如何ともすることは出来なかつた。一々當局の處置を俟つて、正規の手續きを済ますとすれば、それこそ徒に死體を腐爛させるのみである。一方縣市當局に於ても前記の如く僅かに死體所置に當つて荷車一臺の調達を得たと云ふ始末、それに人夫も意の如く應ずるものもなく、常にその不足を感じて居つたのであるから、これらの現状と、且又當時恰も無警察狀態であつた事とで、人心は極度に不安に閉されてを つたのに鑑み、人手に依頼して同族の死體を所置すると云ふことは、迂遠且つ、絶望であると見越して、市民各自は空地、燒跡等、隨所に於て茶毘に附すると云ふ有様であつた、それには幾多の慘然たる挿話は、織込まれ

てをるが、その實況は又他の方面災害狀況に譲り、本章は單に當局の所置狀況の一斑を記することに致さう。かくして前記船山請負人の外助葬會松本請負人等も加勢し、左の如く取片付けを完了したのである。

大正十二年九月一日より十三年に至る死體所置數

合計四千四百九十三人

内 譯

三千百八十五人	九月	分	二十一人	五月	分
一千〇二十人	十月	分	八人	六月	分
七十九人	十一月	分	七人	七月	分
二十六人	十二月	分	七人	八月	分
二十九人	一月	分	四人	九月	分
五十九人	二月	分	四人	十月	分
二十二	三月	分	四人	十一月	分
十五人	四月	分	三人	十二月	分

かくして、日々の取片付も混亂騷擾裡に非常の努力を繼續したのであるが、尙ほ引取人なきもの五千餘名を算し、そのみならず、一年有餘日を経たる今日に於ても、猶且つ崖崩れ又は倒潰焼失建物の敷地跡整理に際し、時々死體を發見するに徴しても、その慘禍の狀を推察するに足るのである。

主なる死體の累積された箇所を掲ぐれば、

吉田橋附近 一八百十餘名

末吉橋附近 一三百餘名

三春町鐵道省敷地 一三百七十餘名

建物倒壊のため、もしくは、建物空處に於て、集團的に慘死を遂げたものを擧ぐれば、横濱地方裁判所構内には、同所長始め、判檢事辨護士等百八名、正金銀行附近には百四十名、天神坂には二百七十餘名、何れも累々として積み重なつてゐた。更に山下町を中心とする在留外人の死體千七百八十九人、負傷者二千三百五十三人、行衛不明者千百〇九人の多數を出したのであるから、その慘狀推して知るべく、米國領事並に同副領事は、枕を並べて慘死を遂げ、清國領事、和蘭領事、英國副領事、フェリス女學校長カイバー氏、その他知名の士は悉く慘死を遂げたのである。これ又當局は内外人を問はず悉く火葬に附した。

十月末日に至つて、在留支那人の慘死者千五百餘名の遺骸の發掘、及埋葬の處置に對して、阪神在留の同國人の組織した團體、神阪萃僑救濟團は、横濱出張檢骸先友遺骸隊を組織し、山下町中華體育會の染扶初氏を主任として、その下に衛生部長書記會計等各、一

名を置き、同胞の贖出にかかる贖金壹萬五千圓を經費に充て、九月二十五日來、銳意死體の發掘に従事して居つたが、後一週間で打切り、引上の豫定であつたが、優に二百と降らぬ死體と見込みを立て、是等の發見された死體は、總領事館跡及び大同學校隣りに設けた臨時假火葬場で火葬に附し、遺骨は纏めて相澤共葬墓地に假埋葬を營んだ。市が道路修理の際發掘した死體三百五十を合すると、千五百二十人の多きを計ふる慘狀さである。上記の慘死者中に、總領事長福氏、正金銀行支配人の鄭森氏、その他の重立つ者があつた。尙死體と共に掘出した多數の貴金屬は、全部所轄加賀町警察署に届出で、總領事代理綠士傑氏の手許に保管すると云ふことにした。

第六節 震災以後公營事業

一 市營簡易食堂

震災前に於ける食堂の位置

- 一 紀念會館地下室……………全燒
- 一 中村町及萬國橋職業紹介所階下……………全燒
- 一 中村町根岸町翁町共同住宅館内……………全潰

一 翁町……………全燒

震災前まで右六箇所なりしも、皆燒失又は全潰し、只中村町共同館内の食堂のみ残存し、目下修理中。

尙震災後設置せられたるものは、市内吉田橋際に在る兵庫縣の寄贈に係る市營食堂にして、洋食、和食の二種あり。場所柄日々利用者の數を増し、益々盛大に越きつつある。

次で目下本縣より六箇所、半永久的のものを設立なし呉れる事となつて居る。其の大凡の位置は左の如し。

- 一 中村町關西村……………一 萬國橋際
- 一 横濱公園附近……………一 翁町住宅跡
- 一 戸部橋際……………一 神奈川方面

二 浴場

本市に於ては、震災前公設浴場として見るべきものなく、只中村町住宅内、根岸住宅内及久保山住宅内に在るのみ。然し後者二箇所は幸今回の火震を免かれ、目下修繕に着手中なり。只根岸の浴場のみ全潰して、目下復舊の見込なし。

震災以後公營事業

震災後、兵庫縣より左記の所に公設浴場を設置寄贈されたる爲め、附近住民も大いに便宜を得、目下引續き開場しつつあるも、入浴料は大人參錢、小人壹錢の割にして、營業者は附近の青年團其他有力者より推薦せしめたるものである。

- 一 横濱公園内
- 一 羽衣町辨天社内
- 一 南太田新坂下
- 一 西戸部願成寺下
- 一元町四丁目
- 一中村町玉泉寺
- 一日ノ出町二丁目

尙此外大震災善後會の寄附金の一部を以て平沼町二丁目二十四番地に公設浴場を建設しつつある。

三 市 營 質 舖

本市に於ける質舖は、中村町市營住宅敷地内に只一箇所あるのみである。然るに今回の震災のため、半潰したるにつき、十月中修繕を加へ、目下引續き營業を開始しつつある。尙尙後市内六箇所に質舖を設置する豫定である。

四 市 營 住 宅

市營住宅は神奈川齋藤分、久保山、西戸部、古井戸、中村町、根岸町、柏葉にある。尙中村町、翁町に共同住宅館がある。右の内今回震災のため焼失したものは、翁町共同住宅館のみで、根岸住宅及共同館は全潰し、久保山も十數軒を残して、他は全潰し、中村町も約半数全潰し、神奈川齋藤分、西戸部、古井戸は、小破を以て免れた。震災後は等破損によるものに對しては、修理を加へ、根岸住宅跡には三十戸、中村町に約五十戸のブラック式家屋を建設し、久保山にも目下ブラック式のものも建設する計畫である。家賃は本年一月より修繕の出來たものに對しては、全額を、他は破損の程度に應じて徴集する事とした。

五 住 宅 組 合

大正十一年度分として、政府より貳拾七萬圓を借受け、十七組合に貸付けたる所、今回の震災のため、全部損害を被り、其後善後策に就き、目下政府に交渉中である。次に大正十二年度分として、貳拾壹萬六千圓を起債し、此の内八萬圓を産業組合法による住宅組合に、拾參萬六千圓を住宅組合法による住宅組合に、貸付ける事として、申込書を受付けたが、是れ亦今回の震災のため、書類焼失し、目下極力調査中である。第三回起債の分に對しては、其の金額につき目下講究中である。

六 小 資 金 融

二六六

震災後大阪朝日新聞社よりの寄附金參拾六萬圓を以て、小資金融を計り、該目的を達せんがために、横濱興信銀行と共力して、同銀行の出資と合して百萬圓となし、一口百圓以上千圓以下を限りて、商業資金竝醫者産婆等の機械器具買入資金として、興信銀行より貸與する事とし、目下着々實行に歩を進めつつある。

其他目下計畫中に在るものは、大震災善後會の寄附金を以て、労働者合宿所公衆集會所婦人授産場、外人ホテルを建設する豫定である。

七 公 設 市 場

九月一日の大震災に依り、眞金町港町西戸部南吉田の四箇所は全焼し、本牧青木は倒潰したるも、焼失を免れたるため、多數罹災者の避難所となつた。不慮の大災厄に依り、物資は缺乏し、人心は極度に動搖し、物情騒然たる中に、應急救護に従事したのであるが、十一日に至り、配給部より白米十二俵を請ひ、一升參拾錢をもつて小賣した。それから愈、公設市場開設の急務なるを感じ、取り敢ずバラック式小屋及天幕を以て、根岸本牧宮ノ前、南太田西戸部弘明寺岩龜横町東輕井澤淺間町榮橋中村町一本松の十二箇所に開設

の準備をなし、他方日々最も窮迫せる野菜梅干及米等の巡回販賣をなしたが、道路は破壊し、運送機關は不足し、僅に手車に載せ、市役所廉賣の紙旗を翻して、吏員自らひきて行商した。一樽の梅干、一車の野菜、須臾にして盡き、物資を要求する事益大であつた。斯くて二十一日に至り、バラック式公設市場成れるを以て、米鹽野菜味噌醬油砂糖梅干等、配給所より得るに従ひて、各市場に配付した。然るに二十七日に至り、震災救護事務局より、救護米無償配給を打切るを以て、公設市場は少くとも十五箇所とし、米其の他の物資を貯へ、以て一般の需要に應じ、米不足の憂なからしむ可しとの命があつた。よつて避難所となれる本牧青木を復舊し、更に磯子を加へて十五箇所とし、農商務省食糧局より白米を購入し、各市場へ運搬し、同省の指定値段を以て販賣せしめた。而も市民は豊富なる配給米により、一日僅に二三十俵を要求するに過ぎず、却つて他の味噌醬油砂糖其他を要求すること甚急であつた。

是に於て或は配給部に請ひ、或は直接神奈川縣に交渉して、物資の供給を仰ぎ、十月中旬旬供給事務の震災救護事務局出張所に移ると共に、同出張所と交渉して、罹災市民のため、純良なる物資を低廉なる價格を以て供給するに遺憾なからんことを期し、爾來晝夜兼行、一日として休止しすることがなかつた。此の間事務局の建設、兵庫縣の寄贈等に

より、公園平沼福富町瀧ノ橋日ノ出町扇町山下町鐵砲場を加へて、三十三箇所となつた。
本年度内に復興局建設及震災善後會にスタングード石油會社の寄贈を加へ、合計二十
七箇所を算するに至る豫定である。

九月月一日以降十月二十日迄に各市場の賣上左の如くである。

品名	(市直管のもの)	(市場商人のもの)	(合計)
白米	二九、九五三、二二	一五、五〇九、七五	四五、四六二、九七
小豆	二、五九五、〇八		二、五九五、〇八
製粉	九二二、四五		九二二、四五
味噌	四五五、六〇	二、〇四九、二五	二、五〇四、八五
醤油	一、六四一、四六	八、〇五二、二七	九、六九三、七三
砂糖(赤)	三七五、一一		三七五、一一
砂糖(白)	二、二二二、〇三	一七三、九七	二、四九六、〇〇
同(白)	三〇、四八	五二一、一七	五五一、六五
福神漬	二三九、四八	二〇三、六〇	四四三、〇八
奈良漬	一四二、〇三		一四二、〇三
梅干	六七、八八	二六七、四九	三三五、三七
食鹽	八四、〇一		八四、〇一

品名	市直管のもの	市場商人のもの	合計
辣味	三、一一		三、一一
鮭詰	二、二八〇、二四		二、二八〇、二四
ベコン	二七二、〇〇	五一、八五	二七二、〇〇
酒	一七二、〇三		一七二、〇三
鹽干	四二、五九		四二、五九
煮干	二、九〇六、八三	五二、九七	二、九五九、八〇
卵	一四九、四三		一四九、四三
堅パ	一、六八一、六八		一、六八一、六八
サイダ	二、九三〇、五三	一一、四〇〇、二七	一、〇四九、六〇
木炭	八二九、九六	八、四六九、七四	九、九七九、四五
履物		二一九、六四	二一九、六四
乾貨		九三三、一六	九三三、一六
雜貨		一三、四八四、九四	一三、四八四、九四
中豚		三、二二七、七三	三、二二七、七三
鮮魚		五、三三四、六二	五、三三四、六二
青物	七一六、九七	一、二一三、四三	一、九三〇、四〇
その他			二六九

震災以後公營事業

荒	麵	水	茶	絲	物	類	綿
九八九、三三	六、四〇	三四、八一	二三五、六〇	二二三、三九	九八九、三三	六、四〇	三四、八一
二七〇	二三五、六〇	二二三、三九	二二三、三九	二二三、三九	二二三、三九	二二三、三九	二二三、三九
七二、三四三、五六	二二三、三九	二二三、三九	二二三、三九	二二三、三九	二二三、三九	二二三、三九	二二三、三九
五〇、七一四、二二	二二三、三九	二二三、三九	二二三、三九	二二三、三九	二二三、三九	二二三、三九	二二三、三九

八 中央卸賣市場

中央卸賣市場に就ては、震災前既に其の調査を完うし、具體的に進捗せしめんとするに際し、本廳焼失のため、書類は全部灰燼に歸した。之と共に既設卸賣市場も亦全焼せるを以て、震災後は左の如き應急施設をなし、新に計畫を進めんとした。

九 鮮魚及鹽干魚市場

港町に於ける同市場は全焼し、神奈川の鮮魚市場も亦焼失した。而して中央卸賣市場鮮魚及鹽干魚の部は、右に市場を包含せしむれば足るを以て、左の如く施設した。

(イ) 港町市場

同市場は全焼し、而も再建の資力なきを以て、九月五日、市に於て取引場を建設されんことを出願した。市は將來之を市營となす第一階梯として、絶好の機會と信じ、直に市場の無償讓與を條件として、取引場設置を承諾し、四十八坪の上屋は、九月十八日竣成し、二十一日より開市した。而して市に將來市營となすには、之を市有土地に建設するの最も有利なるを思ひ、各所を物色せしも、適當の場所なきために、荏再時日を経過する中、魚問屋業者は取引場狭小のため、増築を出願したれど、豫算なきを以て、問屋業者自ら増築することを認諾した。

此の時に當り、復興局に於ける中央卸賣市場建設費は可決せられ、其の經費支出年度割は確定せられしも、此の年度割に従ひ、本建築竣成まで現状の儘放置することは、保健衛生上不適當なるを以て、臨時中央卸賣市場建設の必要を認め、應急豫算に計上し、之を以て土地の借入取引市場の建築となす第一階梯となさんとした。目下の取引高は一日約壹萬圓にして、震災前の約六割に相當する。

(ロ) 神奈川市場

本市場も亦焼失したが、既に震災前同市場は問屋業二名にして、將來市營となすに際し、卸賣業者として加入することに異議なかりしも、震災後は自ら取引場を建築し、同時

に市に對し、取引慣習地の市場と相違し、這般震災により直に市の市場に併合せらるるは甚苦痛なるべきを陳述し、將來市の市場竣成の上は、同市場に併合せらるることには何等異議なき旨を條件とし現狀せしむることとした。目下の取引高一日約參千圓にして、震災前の約八割に當る。

一〇 中央卸賣市場蔬菜部

中央食品市場は、市の開設に係るものなるが、倒潰焼失した。依りて直に之が復舊のため、建築材料を提供して、取り敢へず取引場百二十坪を建築し、十月一日開市した。爾後之が復舊の豫算なきを以て、空しく時日を経過し、先に述べた如く、復興局の中央市場建築費可決せられ、其の年度割確定せられるや、臨時市場の必要を認め、魚市場と共に、半永久的の取引場を建築し、將來本建築竣成の上は、他の私設市場を包含し、中央卸賣市場の實績を擧げんとした。目下の取引高約貳千圓にして、震災前の約八割に相當する。

(市調査)

第七節 外人救護概況

大正十二年九月一日、震火災に横濱在留外人居住地山手、山下の兩町は殆んど全部焼

失し、死傷者も亦甚だ多く、辛じて身を以て遁れたものは、港内に碇泊中の汽船南生・エンプレス・オプ・オーストラリヤ號に收容され、多くに直に神戸其他の地方に避難したが、尙ほ陸上に殘留した數百の罹災者は、忽ち衣食に窮し、殊に邦人と異なる食糧を需むる彼等は、非常に困難したのを見、本市は直に廳内に外人係を設け、應急救護事務を開始した。同時に外人側に於ては、神戸に震災救濟委員を組織し、横濱港内に碇泊の汽船南生號に、其の支部を置き、物資を供給して、在留外人の救濟を企てた。偶、米國總領事の唱導に基いて、左記の内外人七名を以て、外人救濟委員會を設置し、内外人協力、茲に食糧品其他一切の配給を爲すに至つたのである。

外人救濟委員

- | | | |
|------|---------|-------------------|
| 名譽委員 | 神奈川縣知事 | 安河内麻吉氏 |
| 同 | 横濱市長 | 渡邊勝三郎氏 |
| 委員 | 英國總領事代理 | ボルター氏 |
| 同 | 米國總領事 | ジョンソン氏 |
| 同 | 英國人 | シーター・メーヌ氏 |
| 同 | 諾威人 | シーター・ダブリュ・ウジエンセン氏 |

外人救護概況

同 元淺野造船株式會社專務取締役加藤 良氏

加藤氏は久しからずして辭任したので、市役所では森田通譯を外人係とした。而して同氏は陸揚係長として、税關構内の陸揚事務所及現場に出張、指揮監督に當つたのであるから、元港灣調査會幹事檜岡徹氏を係長代理として、市役所内に於て事務を主宰せしめ、加藤良氏は前記委員を兼ね、奉仕的に外人係となり、櫻道配給所設置、其の他に外人救護の爲めに盡力した。又兵庫縣手柄村の人高千穂高等商業學校學生田中隆三氏は、市役所に勤勞奉仕を申し出で、櫻道外人配給所開始の日から、十月八日に至るまで、不撓不屈、同所の天幕に起臥して、専心事務に當られた。

市役所外人係と、前記の外救護委員と協力、九月二十六日、櫻道配給所に於て、在留外人に救助品配給を開始したが、外人向の衣食は、京濱間に於て全く缺乏し、購求も頗る困難であつたのである。それで神戸救濟團からの送付された食糧と、救護事務局神奈川縣支部から横濱市役所に交附した配給品との配給を施行したのであるが、バター等の如きは、態、東洋汽船會社の重役淺野良造氏の好意で、東京から供給を受けたのである。又濠洲政府の救濟艦オーストラマウント號が、横濱に入港したので、英國總領事ホルター氏代理マックレー氏領事負傷入院中の斡旋に依り、別表記載の如く、多量の罐詰や、其他のものを當

配給所に直接寄贈せられたので、一時市役所の大江橋際倉庫に貯藏し、震災救護事務局、市役所及神戸外人救護團からの配給品と共に、三月三十一日まで、罹災外人に配給したのである。尙ほ日本赤十字社、クリスチャン・サイエンス・アツンション、鷺山町有志者、函館サムライ舞踊會からも、慰問品の寄贈があつたので、夫々配給した。其方法は、罹災者の世帯主、各自の氏名、舊住所及家族數、國別を明記したカードを作製して、食糧品は各自の要求する品名、數量、及び月日を記入させ、係員が之を適當と認め、物品を配給し、衣類、寢具は豫算表を作り、成るべく各個に適當したものを斟酌して配給した。秩序恢復に従つて、資産を有するもの、或は就職した者は、衣食自給の道開けたと認め、此等の者に對しては、配給を漸次中止して、被配給者の數を減少した。外人救濟委員シー・メース氏は、神戸救護團から代表委員に任命せられ、救濟物資の購入輸送を掌り、又シー・テー・ダブリュ・ジェンセン氏は、救濟所開期中、毎日出勤して、市外人係と必要な事項を協議し、又加藤良氏、田中氏の如く、奉仕的に配給事務の補佐に當つた。又外人救護の爲めに、軍隊及警察は、警戒と調査との任に當られたのである。

別表の示す如く、二十二箇國に亘る在留外人に對して配給をなしたが、中に米國領事館自ら特別に配給したので、當配給所は便宜上、同領事の依頼狀を携帶して居るもの

みに配給した。支那人に對する救助は、當時最も困難を感じた所であつた。蓋し震災に依る死亡率は、同國人最高位を占め、殘存するものは四散して、何れも孤立の状を呈したので、當所に於ても一律食糧等を配給したが、食物等の關係上、十月十日を以て之を廢し、邦人同様の救助に移つたのであつた。九月下旬、死體發掘の目的を以て、同國人の組織に係る神戸救護團から、三十名の人夫を伴ひ來り、山下町にブラック事務所を設け、市に援助の申込があつたので、人夫薪炭、敷物、食糧品其他萬般の援助を爲した。因に同團によつて發掘した死體は實に九百八十五名を算したのである。

かくして市外人係は、浴く外人罹災者へも下賜せらる可き恩賜金に關して、特に英字新聞及外國領館等に依頼して、罹災者に告知せしめ、申告手續を援助したのである。

臨時震災救護事務局並横濱市役所配給品一覽表(日本赤十字社、クレスチャン・サイエンス・アソシエーション、鷺山有志者よりの寄贈品を含む)

(品名)	(數量)	(品名)	(數量)
アブリコット	三函	支那牛肉罐詰	六八函
アスパラガス	一〇函	豆	一〇俵
ベコン	一三函	ビスケット	一八〇九函
牛肉罐詰	八八函		

外人救護概況

蠟燭	六函	味噌	三俵
コメ	三函	ビーフン	三俵
トメ	三函	パッド・米・麥	二〇函
サイダ	八函	セリデット・ホイート	一〇函
生葡萄	一三函	用紙	四〇函
馬鈴薯	七俵	麥粉	二〇袋
玉葱	一函	豚脂	二二罐
ピル	一函	マカロニ	五函
炭酸	三函	マッロ	一函
ウイスキー	一函	ミル	五函
茄子	二俵	オート・ミール	四八函
綿油	二四函	パイナップル	一〇函
木炭	四〇俵	白米	三〇袋
葡萄	一函	鮭罐詰	六一函
コメ	一函	サレーデ	一〇函
梅干・漬物	一函	砂糖	二〇函
醬油	二〇樽		

毛	布	四袋	外	套	三袋
ヂ	ヤン	二袋	ベコン(日本赤十字社)		三函
ネ	ル	三袋	牛	肉	五函
ネ	ル	一四卷	古	衣	一函
フ	ト	一六一組	ボーキペンズ(クリスチヤン・サイエンス・アツシエション)		一〇函
古	衣	一函	麥粉(鷺山町有志)		半袋
マ	ッ	三脚	鮭	罐	一函

二七八

参考

在留外人に對する本縣の救護

管下在留外國人は、大正十二年八月末日現在に於ては、別表の示す如く八六七二名にして、中七九五九名は市部に、七一三名は郡部に在留し、其の數多きことは、本邦中第一位を占めたるが、外國人逗留の地は何れも九月一日を一機轉として、殆んど壊滅に歸し、其の被害は横濱市最も激しくして、昨日の段賑に更ふるに、今日の凋落を以てした。斯くの如くなるが故に、管下在留外國人中罹災者たらざる者無く、何れも非常なる恐怖の念に襲はれ、支那人を除きては、事情止むを得ざる者の外は、被害程度比較的輕少にして、尙居住し居る從來の家宅すらも顧みず、他へ避難した狀況で、殊に居室を失ひたる者は、

ホテル全部倒潰、若しくは焼失せる際とて、雨露を凌ぐに途なく、爲に他に轉出の止むなきに至つたのは明かである。何れも日本官憲の手を煩す事なく、急遽坂神地方へ一旦避難し、或は歸國する者も生じたので、在留者數は頓に減少した譯である。其後復舊の曙光が見えて來てからは、逐日歸來者の數を増し、九月末日現在に於て一七三名、十月二十五日現在に於て一九九名を算するに至つた。支那人は之に反して、震災當時他に避難せる者は、其在留者數に比しては少數にして、多くは陸上各所に散在避難中であつたが、歸國希望者は秩序の恢復に従ひ、漸次輸送せらるるに至つたので、在留者は逐次減少し、九月末日に於て一七五名、十月二十五日現在に於て一三五名に降つた。爾來在留外國人は支那人を除きては、目覺しき増加を示さざるも、逐次増加の傾向を以て進み、大正十三年十月末日に於て、支那人一六〇二名、其他外國人七二一名、合計二三二三名を算するに至つたが、到底昔日の比に非ざる有様である。今震災以來彼等に對する救護の狀況を左に述べやうと思ふ。

(イ) 縣の措置

在留外國人中には、震災勃發と共に、碇泊中の汽船に避難したる者相當多き數に達し、陸上避難者尙餘震を怖れ、海上に難を避くる者が増加しつゝあつたので(歐米人多數を含む)、縣外事課は汽船と連絡し、一般救護に當るの傍ら、避難者の國籍前住所、職業氏名、死傷病者、震災後の家族關係、及所在不明者の調査搜索等をなし、他方面の活動としては、警察署と連絡を取り、管下全般に亘り、陸上避難者に對する

外人救護概況(参考)

所在搜索及海上避難に對すると同様の調査探索を爲した。而して海陸避難者に對しては、必ず巡回に依り調査をなし、希望其他の申出を聴取する事とし、物資配給其他一般救護に資すると共に、諸照會の應答郵便物送達等の利便に供した。

(口) 輸送状況

支那人を除ける在留外國人は、前記の如く、震災と共に官憲公共團體等を煩はす事なく、坂神地方其他へ轉出したるも、支那人の多くは市内隨所に避難し、川崎鶴見方面、其他郡部各所に散在する労働者も亦尠くない(他管下より避難し來れるもの)。而かも彼等は稀少の者を除きては、一時歸國若しくは他地方へ轉出の希望を有したので其の意に副ふべく、専ら外事課其任に當り、主として海路輸送に意を注ぎ、海軍當局市役所其他當事者と提携し、各避難箇所へ毎日課員を派し、艦船出港時間便乗注意の周知等に最善の努力を盡すと共に、艦船發航所へも課員を配置し、便乗の利便を圖る傍ら、雜沓整理にも當らしめ、以て輸送を圓滑ならしめたが震災後、海路輸送による支那人は一八四四名であつた。

(ハ) 身體財産の保護警戒

震災後鮮人襲來の蜚語盛に流布せられ、外國人を脅威する甚しく、且つ掠奪の報導行はるるに及び、愈不安の念に驅られたので、彼等の身體財産の保護警戒には特別の注意を拂ひ、外事課員は不斷の巡

察を爲し、引續き執務せる各國領事廳をも訪問し、必ず兩者の忌憚なき希望申告を聴取し、能ふ限り成規の手續に依らず、彼等の意を容る事とし、以て外事課各署と相連絡し、目的の達成に努めた。而して支那人は鮮人と誤認せられ易いので、其の虞ある者に對し安全を期する爲め、警察に於て格別の保護を加へしめたが、其數市部二四四名、郡部一〇四名である。

(ニ) 配給状況

市部に於ては、海上避難者は支那人一一一人、其他一般外國人一九六五人にして、陸上避難者一〇〇〇人、一般外國人一〇九人、死亡者行衛不明者を除くであるが、海上避難者に對しては、各收容汽船に於て食事の供給を爲したが、收容船中日本汽船は、三島丸・コレア丸・綾羽丸で、其收容支那人一一二人、一般外國人六三名である。(他に英汽船エンプレス・オブ・カナダ、及佛汽船アンドレル・ボン、丁抹汽船等に收容した。而して陸上避難者は、漸次其數を減じ、九月六日現在に於ては、一般外國人九人、支那人五八四人で、一般外國人は日本人家屋に同居し、其の給與を受け、支那人は新山下町本牧中學校等に避難し、新山下町避難の者約五〇〇名のみは、市の配給を受ける迄は、當港碇泊中の大坂商船會社汽船パリー丸より、握飯の施與を受け居た状況であつた。其後市役所の配給開始せられてから、九月三日事務開始六日より、物資給與、一般市民同様の配給を受けた。

郡部に於ては、震災當日は鎌倉箱根葉山其他に於て支那人一五三名、一般外國人五六〇人在留した

が、鎌倉海濱ホテルに於て、震災當日より同七日迄、一般外國人に對し、無料宿泊建物の一部破損せしめ、若しくは食事の提供をなした外、特別なる配給をなした模様なく、稀少の永住者を除きては、災後日ならずして他へ轉出した。

翻つて市内を見るに、前記の如く市の配給事務開始以來の状況に視るに、凡て外人は本邦人同様の配給を受け、生活しつゝあつたもので、歐米人は主食物を異にし、且つ配給方不知の向もある等の關係から、彼等の意に副ふ能はずして、根岸町鷺山在住獨逸人の如きは、本邦外務省内外式團補給係に願出て、特に牛肉罐詰パン等の給與を受けたる事があつた。さて市内在留者は、秩序恢復に従ひ漸次増加の傾向があるので、外人救済に就ては、特別の施設をなすを要して來た。他面に於て外人側は、神戸に震災救済委員會を組織し、在留外人の救済を計畫せる際とて、當地に於ても内外合同の外人救済委員會を設け、横濱市役所に於て前記委員會と共力し、九月二十六日から配給所を設けると共に市内要所十四箇所に、和英兩文の掲示をなして、配給の周知方を計り、配給を開始した。

(ホ) 傷病者救護状況

傷病者救護設備として、市部四十四箇所、郡部六箇所に救護所を配置し、診察に従事せしめ、更に傷病者收容所を市内六箇所に設け、専ら入院加療の要ある者を收容する事とし、縣外事課は、各署と連絡を取り、外人所在個所に就き、不斷の健康査察をなし、救護品及收容所の所在地周知、竝に加療勸誘に努め

たが、昨年十月二十五日現在に於て、救治を受けた外國人延人員數は、英國人三名、米國人九名、獨逸人三名、佛人六名、支那人二六〇名、露國人九名、印度人三名、計二九三名にて、何れも市部所在救護所に屬したものである。又入院治療を受けた外國人延人員數は、支那人一八九名、獨逸人二名、印度人一四名、計二〇五名である。

(神奈川縣廳文書)

第八節 横濱公園内に於ける救護事務

大震災直後、我市役所にては、課長以下、御眞影を奉して、難を横濱公園に避け、市役所假本部を同園に設け、吏員を内務省及東京市に派し、火急の大災害に處する救援を求めた。一方傷病者の救護、迷兒の收容保護等に奔走盡瘁し、三日市役所本部を櫻木町本市職業紹介所内に移すや、公園内に市役所出張所を設けた。

相良稅務課長之が此出張所の主任となり、辨天橋より大岡川を遡り、南吉田日枝神社裏に至り、左折して久良岐橋より東中村川を下り、山下町に於て海に入る一劃内、關内關外山下町埋地伊勢佐木町通、其他永樂町眞金町等、南吉田町所謂横濱市の中樞で、震火災の被害最も激甚なる區域の救護の任に當つた。相良主任は稅務課員を督して、部署に就かしめ、擔任事項を庶務配給、連絡船車倉庫傳令の各係に分け、各員其任に應じて、日夜寢

食を忘れ家事を顧慮するの隙なく、専心献身的の行動に出たのである。今其處務を衛生救恤配給警備の諸項に区分し、左に其の梗概を記述しやう。

一 衛生

九月七日 公園内避難民を督勵して、共同便所數箇所を設け、時々園内掃除排水等をなさしめた。

九月九日 避難者は衛生を懸念し、左記のビラ數十枚を作成し、公園内及埋地方面外七箇所に掲示した。

せいけつ第一生水を飲むな

九月十一日 公園内共同便所及汲取方を橋樹郡城郷村大字六角橋山室卯助に托した。衛生課。交渉済。

二 救恤

九月二日 公園内を出張所とし、稅務課員課長外當日六名救恤の任に當る公園出張所主任相良主事擔任、傷病者及迷兒等を保護、死者の處置をなした。

九月四日 罹災者を訪問する外來人を宿泊せしむる目的で、假宿泊所を公園内に設置した。

九月七日 日本赤十字社石川縣支部出張施療した。

九月八日 配給區域内に於て左記事項を調査をせしめた。

一 食糧其他配給の潤否。

二 衛生狀況。

三 傷病者。

四 飲料水の有無及適否。

九月九日 救護事務各係を選任した。

一 庶務係。

二 雜務係。

三 配給係。

四 連絡係。

九月十日 避難者に對し、無料乗車券の交付を開始した。

九月十三日 東本願寺避難民收容所を設置した。

九月十四日 左記方面へ各係を派遣し、左の事項を視察調査を爲さしめた。

横濱公園内に於ける救護事務

一 慰問。

二 管区内の町丁目番地世帯主の氏名及家族數。

三 食料配給の様態及衛生状態。病人の有無

四 其他必要と認たる事項。

一	區	山下町一圓	世帯數	四	家族數	一二八
二	區	公園内	同	一六〇	同	六六五人
三	區	關内一圓	同	二八	同	一八三人
四	區	埋地七箇町	同	三六五	同	一、六六一人
五	區	眞金町方面	同	二三〇	同	九七五人
六	區	南吉田町方面	同	九四二	同	五、一六一人
七	區	伊勢佐木町方面	同	六	同	三〇人
八	區	長島町方面	同	五一	同	二二三人

公園出張所管内一圓の避難者飲料水の配給を市長に要求した。

九月十五日 重症患者男二名收容方を、縣社會館救護所に依頼した。又係所屬を増設及増員した。

一 傳令係。

神戸市長より公園出張所内避難民に對し、物品を贈與せられしにより、公園出張所主任名にて、神戸市長へ謝狀を發送した。負傷者女一名、東本願寺收容所へ收容せしめた。

九月十六日 皇后陛下御使として、三條侍從、避難地實地視察として來濱せられた。東本願寺收容の重症患者男一人收容方を、縣社會館救護所へ依頼した。

九月十七日 東本願寺慰問使及櫻香高等女學校校長來訪せられた。

九月十九日 公園内バラック收容所申込受理を開始した。之は公園内グラウンド十七棟のバラック收容所が建築されたが爲めである。

右收容所開始につき、公園グラウンド地域内より、二十八名の委員を選任し、一日四名宛交代にて、地域内の救護及衛生に従事した。

九月二十一日 係員及義勇團中山氏に、公園出張所管内避難者の状態を視察せしめた。

十月二十日 公園グラウンド内收容所に收容人員延八〇九名、世帯數二一九、收容所内壯年男女に對し、委員に於て職業紹介を開始以來、十月二十日迄の人員延八百名。

横濱公園内に於ける救護事務

九月四日、義勇團設立以來、十月二十日現在、支部四十六箇所、委員數七十名にして、各支部所在地區内及び收容所の救護、及衛生事務に従事しつつある。外來假宿所開始以來、十月二十日現在千二百二十名の假宿泊を爲した。

三配給

九月二日 公園内食糧配給を開始す。

九月五日 關内關外埋地伊勢佐木町通全部眞金町永樂町方面、其他の配給を開始した。配給の方法は、避難民間に於て設立した義勇團に屬する公園内及各町支部の委員をして、各受持區内の人員に應じ配給せしめた。公園内避難區域及各町義勇團及同支部委員は左の通りである。

テニスクラブ村	住	民	二三〇名	委員	茶谷利三郎
グラウンズ村	同	同	三二七名	同	松田直
社交村	同	同	一三〇名	同	黒山木
圖書村	同	同	二七八名	同	家所
公園内	團長	中山鶴藏			

築山村	同	同	二八九名	同	星鈴野木
各町	住	民	三三四名	委員	岩野芳太郎
壽小學校	同	同	一〇〇八名	同	山本嘉兵衛
松影町	同	同	一〇六名	同	田中森吾
中央食品市場	同	同	五二二名	同	關貞吉
壽町	同	同	一三九名	同	和田源次郎
末吉町三・四丁目	同	同	九九名	同	河村又十郎
尾上町六丁目	同	同	三八五名	同	春日井藤次郎
長者町一丁目	同	同	三三〇名	同	山本平吉
千歳町	同	同	二二八名	同	鈴木龜吉
扇町	同	同	六三六名	同	片岡龍太郎
山田町	同	同	三八一名	同	中村金太郎
久方町二丁目	同	同	四九八名	同	中野幸次郎
吉濱町	同	同	三一九名	同	遠藤井浦
長島町三・四丁目	同	同		同	荒川平吉

横濱公園内に於ける救護事務

横濱公園内に於ける救護事務

姿見町	常盤町第一支部	長者町四丁目	長者町三丁目	西部真金町	若竹町	長者町二丁目	若葉町	外真金町	長島町五・六・七丁目	山吹町	末吉町二丁目	羽衣町	尾上町二丁目	北海元濱東部青年會	長者町六丁目		
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同		
八七名	五五名	一一一名	一三六名	一八二名	八一一名	一九二名	三四〇名	二八四名	一六四名	一五一名	一六一名	一三六名	八一一名	二二三名	一〇六名		
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同		
中村外次郎	伊藤幸太郎	石川榮太郎	天野彌太郎	城野爲綱次郎	渡野邊綱次郎	小林榮次郎	篠田三太郎	宮島準	長妻盛太郎	鬼頭末一	川島源九郎	井上藤之助	伊藤玄之助	大橋孟夫	森田常次郎	坂口清三郎	上野吾吉

常盤町	雲井町・長者町五丁目	富士見町	長者町七・八丁目	長島町一・二丁目	蓬萊町	萬代町・不老町	辨天通町	翁通町	相生町・住吉町	久方町一丁目	三吉町二・三・四・五丁目	三吉町一丁目	永樂町・真金町	足曳町一丁目		
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同		
二二六名	三〇一名	二五四名	五〇一名	三〇一名	九九名	一五三名	四三名	四〇一名	二八三名	二二二名	五一一名	五〇一九	四一三名	二九〇名		
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同		
柳澤萬吉	佐野藤祐一	犬飼清一郎	落合野歌伊次郎	磯江正茂	關口住貞次郎	岡本徳藏	吉田川六郎	岡田岩藏	金谷岩吉	加藤藤田金修	石川島重留	田邊貞和	板倉竹光	矢野泰次郎	岡崎鍊三郎	川崎庄三郎

本 町 住 民 四〇名 委員 長 谷 川 次 郎

九月十三日 右係の外左の係を増設した。

一 船車係。

二 倉庫係。

九月二十五日 兵庫縣知事及福山市金尾ひさ外四名より、係員罹災者へ衣類の寄贈があつたので、各員に交付した。
(横濱市役所公園出張所報告書)

第九節 諸救援に關する通信聯絡

九月二日 シカゴ丸受信(無電)

大坂市 有 田 助 役

横 濱 市 長 宛

貴市災害御見舞ノ爲メ、只今急行中、三日午後六時横濱着ノ見込ミ。

九月三日 (無線電信)

横 濱 市 長

横須賀鎮守府宛

負傷者無數、治療用諸材料配給ニツキ、至急何分ノ御手配ヲ乞フ。

九月三日 (無線電信)

横 濱 市 長

内 務 大 臣 宛

正ニ危急ニ瀕ス。此上トモ何分ノ御配慮ヲ乞フ。

九月三日 (無線電信)

横 濱 市 長

兵庫縣神戸市長

静岡縣 兩 知 事 宛

愛知縣 兩 知 事 宛

危急ニ瀕シツツアリ。食糧品水衛生材料自動車ガソリン等配給ニツキ何分ノ御手配至急乞フ。

御 依 頼

東華丸船長西田哲夫氏の好意に依り、清水港迄百五十人宛の被害者を回送し呉れる事に相成候も、

横濱公園内に於ける救護事務

海岸より東華丸迄回漕のランチを得ず候に付御迷惑ながら右御便宜方御謙じ被下度懇願希望候。
幸に御許諾の榮を得ば時間場所等御示し被下度左候得ば人員は早速相調べ可申次第に御座候。
先は取急ぎ御依頼迄。

大正十二年九月四日

帝國 艦 長 殿

横濱市長 渡邊 勝三 郎

九月五日 午後四時三十分(無電)

横濱市長

内務大臣・大藏 大臣 宛

震災ノ爲現金皆無、日々ノ支拂ニ差支へ居ルニ付現金壹萬圓借用シタシ。可成五圓壹圓ト補助貨
ニテ至急本市へ貸與方御手配ヲ請フ。

日附未詳 (無線電信)

横濱市長

大坂府知事 大坂市長
兵庫縣知事 神戸市長
静岡縣知事 愛知縣知事

本市危急ニ瀕シツツアリ。食糧品大工道具大型炊事用具薪提灯インキ及萬年筆筆紙墨膠寫版附
屬品一式懐中電燈衛生材料自動車水ガソリン蠟燭等ノ配給ニツキ何分ノ御手數ヲ至急乞フ。

日附未詳 (無線電信)

横濱市長

内務大臣 宛

正ニ危急ニ瀕ス。此上トモ何分ノ御配慮ヲ乞フ。

九月五日 シカゴ丸發至急報(無線)

大坂テイントシテウ

コレア丸經由

横濱市長 宛

今入港貴地東京間徒歩聯絡ノ外無シト聞ク。ランチ借受東京ニ直行シタシ。御差線願ハレザル
ヤ(至急電報ニテ回答ヲ要ス)大臣以下コレア丸居ラルト聞ク。本省幹部現所在。(至急電報ニテ回答
ヲ要ス)

横濱公園内に於ける救護事務

右返信 (無電)

二九六

横濱市長

本港碇泊シカゴ丸内

大坂逓信局長宛

東京行ランテ無シ。驅逐艦ニ乗船アリタシ。

九月六日 (打電)

横濱市長

内務大臣 後藤新平宛
内閣總理大臣 山本權兵衛

市内ノ惨狀、今尙目モ當ラレズ。手不足ノ爲メ、生活必需品ノ配給スラ手配付カズ人心益、險惡ニ陥リ、且衛生上由々敷心配アリ。左記ノ事項御含ミノ上、速カニ御手配ヲ仰ギ度。

一 戒嚴令ヲ布カレ軍隊ノ派遣ヲ得タルモ、兵力不足ノ爲メ、兇徒所々ニ出沒シ、市民ハ各自衛ノ爲メ、武器ヲ携帯シ、殺伐ノ氣全市ニ滿ツ。速カニ兵員ノ増派ヲ乞フ。

二 食料ハ船便ニテ、續々入港スルモ、小舟船員、人夫燃料不足ノ爲メ、陸揚ニ難澁ヲ極メ、且ツ配給ニ當ルベキ人夫ナク、困難甚シ。

三 避難所ノ建設ハ、目下ノ急務ナルモ、大工及用具ナク、困難ヲ極ム。

四 道路橋梁等全部破壊シタルモ、人夫及用具不足ニシテ、應急設備ヲ爲シ難シ。速ニ工兵ノ援助ヲ仰ギ度。

五 現金皆無ナリ。速カニ御送金ヲ願フ。

六 飲料水困憊ヲ告グ。水道水ハ向フ一週間位ニテ、應急修理ヲ爲ス見込ミ。

七 此際可成多數、他府縣へ避難セシムルヲ得策ト思考ス。依テ京濱及清水港へノ聯絡御手配ヲ願フ。

八 救護機關ヲ連絡ス可キ電話ノ急設ヲ願度。尙燈火ナク苦痛最多シ。應急ノ設備ヲ願フ。

九月七日 (無線電信)

窪谷岡山市長

コレア丸

横濱市長宛

昨日電送貴市災害ニ付、本市ヨリ參千圓御見舞トシテ差出ス。金ハ孰レヘ送りテ宜シキヤ。又品物ノ方ガ便利ナラバ、品物ノ御指定ヲ乞フ。

横濱公園内に於ける救護事務

二九七

九月七日午後 (無線電信)

窪谷岡山市長宛

御見舞ヲ深謝ス。品物ノ方便利ニ付キ、蠟燭御送りアリタシ。

横濱市長

二九八

九月七日 (打電)

大坂市長宛

貴電拜謝平塚町ニ避暑ノ爲メ、災害當日不在ナリシモ其後歸廳引續キ健全執務セリ。御安心ヲ乞フ。

横濱市長

日附未詳 (打電)

朝鮮總督府政務總監宛

市長ノ行衛不明ハ虚報ニシテ、災害當日以來引續キ健全執務セリ。

横濱市役所

九月七日 コレア丸受信(無線電信)

桑港商業會議所

會 頭 ルーン・デー・レヴキ

横濱市長宛

横濱ヲ襲ヒシ震災ヲ聞キカンフランススコハ大ニ震撼シテ深キ眞實ノ同情ヲ寄ス。此際近況ヲ電報セラレヨ。

日附未詳 (無線電信)

横濱市長

桑港商業會議所

會 頭 ルーン・デー・レヴキ殿宛

深甚ナル御同情ヲ感ズ。地震及火災ハ殆ド全市ノ九十パーセントヲ破壊燒失セシメ、死者大凡三萬負傷者七萬生存者ハ傳染病及寒氣ニ面シテ非常ナル危険ニ瀕シツツアリ。

九月八日 來信(無線電信)

大坂市長

横濱公園内に於ける救護事務

二九九

コレア丸
横濱市長宛
貴電見タ。既ニアンドス丸、軍艦^{カモイ}神威北京丸ニテ各種食糧品御送りアリ。直グ陸揚セヨ。後準備中。

硫酸礬土二十噸發送依頼ノ件。
九月八日 (無線電信)

横濱市長

大坂市
水道部長 深井 準一 宛
硫酸礬土二十噸直グ送ラレタシ。

九月八日 (打電)

横濱市長

名古屋市長宛
横濱市役所名及徽章入弓張提灯百個、マッチ十箱至急御送り頼ム。

日附未詳 (無線電信)

横濱市長

静岡縣知事宛
自轉車三〇至急送付方御手配ヲ乞フ。

九月八日 午後六時五分 (無線電信)

横濱市長

大坂府知事
大坂市長
神戸市長
各通

食糧品其他ノ御配給ト御贈與ニ預リ、深謝ニ堪エズ。厚ク御禮ヲ申上グ。此上トモ何分ノ御援助ヲ乞フ。

九月九日 返 (無線電信)

横濱市長

大坂市長宛
横濱公園内に於ける救護事務

各種食糧品御送付ノ趣、電信只今拜見、此上トモ何分ノ御援助ヲ乞フ。

九月九日 (打電)

横濱市長

名古屋市長宛

クロールカルシューム、昇汞、生石灰、石炭酸、クレゾール、石鹼、油紙、赤綿、消毒用噴霧器、脱脂綿、ガーゼ、成ルベク多ク至急御送り頼ム。

九月十日午前十一時 (打電)

横濱市長

大坂市長宛

ショベル、又ハ、スコップ二百挺、ツルハン百挺、ベンチ五十挺、スパナ(各種取合)百挺、マサカリ百挺、大鋸五十挺、カスガイ(各種取合)五千挺、至急御送り頼ム。

水道復舊工事用材料送付依頼ノ件

九月十日 (無線電信)

ヤーン五〇〇貫、日本麻四〇貫、布入ゴム(キャブテン印厚三分)五卷、同(キャブテン印厚一分)二卷、御送付ヲ乞フ。

横濱市長

九月十日 (無線電信)

大坂市長宛

十日出港ノ船舶ナシ。

上海丸十一日午後出港、神奈川收容人員二千名。

アリゾナ丸十一日正午出港。何レモ神戸行收容人員千百六十名。

横濱市長

九月十日 (無線電信)

岡山市市長宛

蠟燭ノ供給十分ナルヲ以テ、差支ナクバ現金又ハ衣類ニ變更願度シ。

九月十日 (來信)

横濱公園内に於ける救護事務

大分縣高等女學校

三〇四

コレア丸

横濱市長宛

罹災者ニ被服送りタシ。受取方頼ム。ヨイカ返。

返事(打電)

横濱市長

大分縣高等女學校宛

貴電拜讀常便船ニテ宜敷御轉送頼ム。

九月十一日 (無線電信)

横濱市長

大坂市長宛

シンプル四時九〇個、八時二五個送レ。

日附未詳 (無線電信)

大坂市會議長一行

大坂市長宛

飲料水配給用トシテ、散水車五〇、ゴムホース若干、及貨物自動車、竝ガソリン至急横濱市へ送付ヲ乞フ。

日附未詳 (無線電信)

横濱市長

大坂市長宛

貴市會議長御一行ニ御願ヒセンガ、散水車ゴムホース貨物自動車ガソリン御送付下サル様何分ノ御配慮ヲ願フ。

日附未詳 (無線電信)

横濱市會議長

總理大臣

内務大臣

陸軍大臣

横濱公園内に於ける救護事務

三〇五

戒嚴令ヲ布カレ、軍隊ノ派遣ヲ得タルモ、兵力不足ノ爲メ、兇徒隨所ニ出沒シ、人心ノ不安極度ニ達ス。速ニ兵員ヲ大ニ増加シ、秩序ヲ保持セラレタシ。

日附未詳 (無線電信)

横濱商業會議所會頭

總理大臣
內務大臣
陸軍大臣

戒嚴令布カレ、軍隊ノ派遣ヲ得タルモ、兵力不足ノ爲兇徒所々ニ出沒シ、市民ノ混亂目モ當ラレズ。速ニ兵力ヲ大ニ増加シ、秩序ヲ維持セラレ度。

日附未詳 (無線電信)

横濱市長

鐵道大臣宛

罹災民避難ノ爲メ、無賃乗車スルニ當リ、市役所ノ證明ヲ要スルコトニセラレタルガ、日々數萬ノ罹災民證明書ヲ求ムル爲メニ來集シ、用紙印刷器具等不足ナル上ニ、人手モ足ラズ。交付ニ多大ノ時間

ヲ要シ、罹災者ノ困苦甚シ。爲メニ人心益々惡化スル傾アリ。一定ノ日限ヲ以テ、證明書ヲ要セズ、無賃乗車ヲ許サルルコトニ改正アリタシ。

九月十一日 (打電)

横濱市長

大坂府知事宛

今日貴府囑託早崎氏來廳ノ際、貨物自動車三〇調達送付方御依頼セリ。速ニ御配意ヲ乞フ。

九月十日 (來信)

和歌山市助役 五十嵐吉三

横濱市役所宛

八日大坂發ノ當市寄贈ノ救濟品着セシヤ。

九月十二日 返(打電)

横濱市長

和歌山市助役

五十嵐吉三宛

横濱公園内に於ける救護事務

貴市寄贈ノ救濟品未着。

九月十二日午前十一時 (無線電信)

横濱市長

神戸商業會議所會頭宛

當市生絲取引ニ付キ政府ハ特ニ破格ノ援助ヲ與フ。正金銀行以前ノ勘定据置ノ儘内外爲替無限ニ引受ケル。生絲用電信内外共至急回復スル。税關保税倉庫全部借りタ。六萬個收容出來ル。軍隊ニテ保護スル。其他ノ手配皆整ヒ四五日中ニ取引開始スル右ノ旨貴地生絲輸出相談會西谷前田遠藤若林ヘモ傳言頼ム。

九月十二日 (無線電信)

横濱市長

大坂市長宛

水道復舊以外ニ困難、ポンプ、ホース其他工場具、用意ノ上、技術員及職工出來ルダケ多ク、至急派遣頼ム。尙淨水多量廻漕頼ム。

九月十二日 (打電)

横濱市役所

山梨縣廳宛

履物ノ件至急頼ム。

九月十三日 (打電)

横濱市長

函館市長宛

松島丸特ニ備船此地廻航、昨夜現品引渡シタ。東京向立ツ。

九月十三日午後一時半 (打電)

横濱市長

農商務省水産局長宛

冷結生鮭ハ配給ノ見込立タズ。見合セラレタシ。鹽鮭罐詰ハ受取ニ行ク。

九月十三日 (打電)

横濱市長

横濱公園内に於ける救護事務

尾張一ノ宮
片倉宛

白米清水港ヲ經テ、海路輸送頼ム。

九月十三日 (來信)

名古屋市長 金原衛生課長

横濱市役所

衛生課長 宛

貴地本牧三溪園ニ開設中ノ本市診療班ハ、來ル十六日頃引揚期間ノ豫定ナリ。引續キ開設ノ要アリヤ返待ツ。

九月十四日 (打電)

横濱市青木助役

名古屋市

金原衛生課長 宛

三溪園ノ貴市救護班ハ、信望甚ダ厚シ。此際引上延期ヲ乞フ。

九月十四日 (打電)

横濱市長

東京市有樂町一東京會館

平沼市會議長 宛

貴下ノ返事ヲ待ツ間ニ、二三名ノ市會議員ハ副議長ト協議ヲ遂ゲ、事後承諾ヲ得ルコトトシ、貴下ノ名ニ於テ、明十五日午前十一時、市會開會ノ招集狀ヲ發セリ。如何スベキヤ。

日附未詳 (打電)

横濱市長

太田愛知縣知事 宛

内地白米千俵、鷄卵三百箱貨物自動車十臺横濱港着ニテ送付方御配慮ヲ乞フ。

日附未詳 (打電)

横濱市長

大坂市長 宛

曩ニ御配慮煩ハセシ輕便トロリ、何臺ニテモサシツカエ無キ故、御送り乞フ。尙船ノ名知ラサレタ
横濱公園内に於ける救護事務

ン。

日附未詳

拜啓只今一ノ宮片倉氏ヨリ本市ニ宛テ電報アリ、白米二六〇石十四日午後七時四十五分清水港へ發送ノ趣就テハ右ニ要スル船積等萬般ノ御手配相煩ハン度右御依頼候。

日附未詳 (打電)

横濱市長

福井市安本商店方

横濱絹物組合長

西田義方宛

至急歸濱セラレタシ。

九月十四日 (打電)

横濱市長

福井市

福井縣絹織物同業組合

金澤市

石川縣輸出織物同業組合

福島縣川俣町

福島縣輸出織物同業組合

羽前鶴岡町

羽前輸出織物同業組合

岐阜市

岐阜縣絹紬同業組合

群馬縣

相生織物同業組合

栃木縣

足利織物同業組合

宛

横濱絹物同業組合ヨリ次ノ依頼アリ。知ラス。「當組合ハ公園内ニ共同店舗ヲ建テ、直チニ絹物取引ヲ開始スベク準備中。御援助ヲ乞フ。」

横濱公園内に於ける救護事務

九月十四日 (打電)

横濱市市長

東京會館

横濱市會議長 平 沼 亮 三 宛

至急政府ニ陳情ヲ要スル件アリ。明十五日午前七時着。井坂原兩氏ト共ニ着京ス。御待テ請フ。

九月十五日正午 (打電)

横濱市市長

大坂市市長 宛

鹽酸一〇、硫酸二〇〇、食鹽五〇〇、精製樟腦五、オキシフルー一〇〇〇、ヨード丁幾一〇、鉛糖五、
 明礬一〇、タンナルビン五〇、安息香酸ナトリウムカヒン二〇、タンニン酸一〇、白糖五〇、豚脂二〇、乳糖
 五〇、デアスターゼ一〇、ザロール一〇、ウワウルシ^キ藥五〇、ゼネガ根^コ二〇、次消酸蒼鉛二〇〇、ピオフェル
 ミン二〇〇、グリスリン三〇〇、ホミカ丁幾三〇、阿片丁幾一〇、苦味丁幾五〇、ウロトロピン二〇、鹽剝一
 〇〇、醋剝液二〇、單舍五〇〇、亞鉛華軟膏一〇、硼酸軟膏一〇、煨性マグネシヤ五、強發泡膏一、パラヒン軟
 膏五、^{ポット}黃岩膏二〇、大黃末五、コロソ根末二〇、オリーブ油二〇、重曹一〇〇〇、健質亞那根末二〇、ドーフ
 ル散二、クレゾール石鹼液一〇〇、硼酸一〇〇、以上ボンド)

チキタリス葉五、サツカリン二、磷酸コデイン五、鹽酸コカイン三、ホミカ越幾斯二〇、鹽酸キニーネ三
 〇、薄荷腦五〇、沃度フォルム一〇〇、甘朮五〇、抱水クロラール三〇、クレイデー軟膏五、蘆薈末一〇、以上
 オンス)

チキタミン二〇〇本、蒸溜水一〇斗、赤酒一〇〇〇本、芥子末二〇斤、鹽酸モルヒネ二〇、^ウオイトロミ
 ン末五〇〇本、薄荷油三斤、ブランデー五〇本、ビクク硬膏一〇、罐繻帶一〇〇包、ガーゼ一〇〇包。
 以上至急御送り頼ム。

九月十六日 (打電)

横濱市市長

静岡縣知事 宛

電見タ。小屋掛材料成可ク多量、至急御送付ヲ乞フ。

九月十六日午後一時 (打電)

横濱市市長

農商務省

村上水産局長 宛

横濱公園内に於ける救護事務

ヒムロ丸鹽鮭市デ引取ル。生鮭ハ問屋組合ニテ引取ル。近藤氏ノ來濱ヲ乞フ。

九月十六日 (來信)

一ノ宮 片

倉

横濱市長宛

白米二六〇石午後七時四分清水港へ發送シタ。船積手配ヲ乞フ。

九月十七日 返(來信)

静岡縣知事

横濱市長宛

木材ハ一週間二萬石宛二箇月繼續納付出來ル。値段ハ此際ナラバ二萬石ニ限り事務局納ト大差ナシ。後二萬石宛協定ス。金融困難ナルニヨリ代金ハ清水港引渡ノ時半額アト十六日間ニ申受ケタントノ承認ノ條件ナリ。返待ツ。

九月十八日 (來信)

愛知縣知事

横濱市長宛

横尾本縣理事官へ御申聞ケノ白米千俵(一俵十六圓以内)鶏卵三百箱(一箱十二圓位)貨物自動車十臺ハ貴市ニ於テ買入レ又ハ借入レラルル儀ナリヤ。何時ニテモ調達シ得ルニ付返乞フ。

九月十八日 (來信)

愛知縣知事

横濱市長宛

横尾理事官ヲ經テ御注文ノ綿入男女大人二千枚價格四圓五十錢内外運賃ヲ含マズニテ七日間ニ調達シ得。問ヘナキヤ返。

九月二十日 返(打電)

横濱市長

愛知縣知事宛

白米千俵、一俵横濱着値十六圓以内、鶏卵三百箱、一箱着値十二圓以内ニテ御送付請フ。自動車十臺借入タシ。

横濱公園内に於ける救護事務

九月二十日 返(打電)

愛知縣知事宛
綿入ノ件今少シ御待チヲ乞フ。

横濱市長

三一八

九月十九日 (打電)

静岡縣知事宛
木材ノ件御盡力ヲ感謝ス。目下救護事務局ト協議中。追テ何分ノ返出ス。

横濱市長

(打電)

横濱市元魚町大名物産株式會社出張所
大谷龜次郎宛
信州輕井澤舊道
伊東森太郎宛

横濱輸出絹物加工組合假事務所

組合ノ研究ノ件アル。スグ歸レ。

九月二十日 (打電)

福井市長宛
聯合會評議員出口上甲原田ヨリ絹物貿易復活ノ爲メ緊急議スベキ要件アリ。臨時聯合會ヲ至急
横濱ニ開會ヲ要求ス。會場宿舍ハ用意アル旨、貴地絹物組合長ニ傳達方依頼ス。

横濱市長

九月二十一日 (打電)

宮城縣知事宛
夕張丸ニテ御寄贈ノ米野菜受領セリ。

横濱市長

九月二十一日 (打電)

愛知縣知事宛
横濱公園内に於ける救護事務

横濱市長

三一九

自動車借上料ハ後ニ頼ム。至急自動車送ラレタシ。

九月二十一日午後三時半 (打電)

青木 助 役

大坂市役所氣付

横濱市電氣局出張員

松尾 修 造 宛

逓信省羅州丸方來ル二十九日大坂ヲ出ル筈。若シ其ノ以前ニ船便ノ都合出來ザレバ、羅州丸ニ積込ミ得ル旨逓信省ヨリ申込アリタ。大坂逓信局長ト連絡ヲ取レ。

(打電)

横濱市 市長

大坂市廳氣付

横濱市電氣局出張員

松尾 修 造 宛

五〇サイクルナラバ、購入ノ手配、市價格ヲコチラ承認ヲ要ス。

九月二十二日 (打電)

横濱市 市長

京都市 市長 宛

東京米多シ。横濱白米希望セリ。遠江ノ米渡シテヨキカ。横濱市役所ニテ トミノ。

九月二十二日午後一時 (打電)

横濱市 市長

静岡縣 知事 宛

御寄贈ノ衣類三千枚ハ如何ナル経路ニ依リ、輸送セラレタリヤ。

九月二十三日 (打電)

横濱市 市長

福井市 市長 宛

日本輸出絹同業組合聯合會ノ依頼ニ依リ福井絹織物組合長ニ左ノ傳達ヲ乞フ。
上甲出口絹物組合ハ、各組合代表者ガ親シク現狀ヲ視察シ、復興ニ盡力ヲ乞フ意味ヲ以テ、飽迄横濱ニ總會ヲ開クコトヲ要求セラル。交通上證明書ヲ得ルコトハ、組合ニテ盡力スベシトノコトナリ。

横濱公園内に於ける救護事務

如何スベキヤ。横濱ニ開クコトナラバ、評議員會及總會ノ期日至急返。

日附未詳 (打電)

横濱市長

東京丸ノ内

帝國ホテル内

高田商會宛

秩父電鐵ニアルロータリーコンパーターノ件ニツキ社印至急コチラニ送レ。

九月二十四日午後二時 (打電)

横濱市長

岩手縣知事宛

大工手間整フ。御廢止。

九月二十五日 (打電)

横濱市長

福井市長宛

日本輸出絹聯合會ノ依頼ニ依リ、松井組長ニ左ノ傳達ヲ乞フ。

來月六日、評議員會八日臨時會、九日定時總會トシテ召集セリ。委細文。

九月二十六日 (來信)

フクキミチヨ

横濱市長宛

松井組長ヨリ日本輸出絹聯合會ヘ左ノ傳達ヲ乞フ。定時臨時總會日通知ノ儀承知シタ。右開會日ニ先ダチ當組合ヨリ七八名來月三日着ニテ、東京ヲ經テ行ク。イヅレニシテモヨシ、旅館準備頼ム。

九月二十六日午後一時 (打電)

横濱市長

大藏省理材局長宛

飯田税關監視部長ヲ經テ御示シノ倫敦發行公債利子ニ關スル書面見タ。電來ヌ。二四日契約ニ依ル受取人ノセールフレザー會社ヘ拂ヒ濟ミ故ニ五日倫敦向ケ送金シタル筈。

横濱公園内に於ける救護事務

日附未詳 (來信)

横濱市電氣局宛

ロータリー四臺カサス。購入ス可キヤ返。

返 (打電)

大坂市役所氣付

横濱市電氣局出張員

松尾修造宛

ロータリーノ件一二日ノ間交渉見合セ。

九月二十七日 (打電)

大坂市廳氣付

横濱市電氣局出張員

松尾修造宛

坂神ロータリーハ先電セシ通り買受ノ交渉セヨ。價額數知ラセ。

九月二十七日 (打電)

千歳橋用配電盤注文セヨ。

九月二十七日 (打電)

名古屋市那古野町

名古屋市電氣局宛

御厚意ヲ謝ス。ガ線工夫コチラ手配済ミ。

九月二十七日 (打電)

静岡市安西町

日本製茶會社

大谷嘉兵衛宛

横濱公園内に於ける救護事務

三二四

大坂ニテ松

尾

朝

倉

横

濱市

長

横濱市電氣局

横濱市長

三二五

櫻木町一ノ一横濱製茶検査所及横濱茶業組合事務所敷地ヲ横濱市役所臨時事務所用トシテ使用
シタシ。神奈川県ノ諒解アリ。急返待ツ。

日附未詳 (打電)

横濱市長

名古屋市長宛

縮入類十萬枚ハ三萬枚ニ訂正頼ム。承知ノ返待ツ。

九月二十八日 (來信)

福井市長

横濱市長宛

松井組長ヨリ日本輸出絹同業組合聯合會ヘ左ノ傳達ヲ乞フ。總會ノ通知未ダ到着セズ。手續キ
シタカ。直グ返。

九月二十九日 (打電)

横濱市長

大森長野縣内務部長宛

正ニ配慮御厚意ヲ謝ス。

九月二十九日 (打電)

青木助役

大坂市役所内

横濱市出張員

松尾主事宛

活字ケース付八六〇個ナヲ注文アレ。青木。

日附未詳 (打電)

横濱市長

大坂市青年聯合團長

池上四郎宛

青年團御救護ノ件、只今ノトコロ相當勞力都合ツケリ。御厚意ヲ謝ス。

横濱公園内に於ける救護事務

九月二十九日 (打電)

三二八

橫濱市長

大坂市廳氣付

橫濱市電氣局員

松尾修造宛

ローター少シ高クトモニ臺買受ケタシ。價格ハソチラニテ便宜計ラヘ。止ムナクバ四臺デヨシ。

九月二十六日 (來信)

前橋商業會議所

橫濱市長宛

關東商業會議所聯合會ハ生絲輸出港トシテ橫濱ノ復興ヲ期ス。

海軍通報第二八號 (九月十日午後四時)

一アリゾナ丸明十一日正午神戸ニ向ケ出港ノ豫定。便乗者ハ本日中二千百八十二名收容シ置ケリ。

二上海丸明十一日神戸ニ向ケ出港ノ豫定。收容人員二千名。

海軍通報第二九號 (九月十日午後五時)

海軍陸戰隊本部

橫濱市長殿

一無電依頼 三通了承。

宛靜岡縣知事 發橫濱市長一通

宛大坂市長 發橫濱市長二通

一左記ダンペー船本日出發セリ。

刊 一〇四九號 一隻 驛ノ東方河口ニ於テ

刊 七二三號 一隻

〇 二五號 一隻 淺野造船所ノ西方浮標ニ於テ

關治許 三九五號 一隻

海軍通報第三〇號 (大正十二年九月十一日於橫濱)

海軍陸戰隊本部

橫濱市長殿

一軍艦大井天龍昨十日午後四時入港。

橫濱公園内に於ける救護事務

三二九

一本日在港船左ノ通。
伊勢山城春日球磨大井天龍筑摩。

海軍通報第三一號 (九月十一日午前十時)

海軍陸戰隊本部

横濱市長殿

一以智丸十二日午後三時神戸ニ向ケ出港ノ豫定。收容人員約三百名。

海軍通報第三二號 (大正十二年九月十一日午前十一時半)

海軍陸戰隊本部

横濱市長殿

コレア丸港務部長ヨリ左ノ通知アリタリ。本日午後四時上海丸神戸ニ向ケ出港。

海軍通報第三三號 (大正十二年九月十一日午後〇時半)

海軍陸戰隊本部

横濱市長殿

明朝午前八時米國驅逐艦二隻ニテ避難民約六百名ヲ清水ニ向ケ出發セシムル豫定。之レヲ以テ外國軍艦ニヨル避難民輸送ノ第一トス。

海軍通報三四號 (大正十二年九月十一日午後四時半)

海軍陸戰隊本部

横濱市長殿

一無線電信御依頼了承。

宛 大坂市長

發横濱市長(一通)

本日當部ヨリ便乗セシメタル避難民ノ員數船名等左ノ如シ。

(行先地)	(船名)	(員數)	(出港時刻)
神 戸	生 丸	二五〇名	明十二日午前十時ノ豫定
大 坂	高 丸	一五〇名	午後四時
神 戸	海 丸	一、八四六名	同 右

第三戰隊第九〇ノ一五號 (大正十二年九月十二日)

横濱旗艦球磨

横濱公園内に於ける救護事務

第三戰隊司令官 小林 躋造

神奈川縣知事 殿
横濱市長 殿

軍艦山城及春日ハ、他ノ在泊艦船ト協力シ、避難民一時の收容竝ニ輸送ヲ擔當シ、同時ニ陸戰隊ヲ揚陸シテ、山下橋附近本牧方面迄警戒ノ任務ニ服シ來リ候處市ノ秩序モ追日恢復シ、又要急避難民ノ處分モ差當リ一段落ヲ告ゲ、一方商船ノ來往モ稍常態ニ近ヅキ候ニ就テハ來ル十八日限り、陸戰隊ヲ撤退シ、避難民輸送任務ヲ打切ルベク候條、左様御承知相成度。

右通知ス。

追テ十八日迄當方ニ於テ豫定セル避難者便乗ノ艦船、及搭載員數、左表ノ通り、但シ帝國商船便ヲ含マズ。

(月 日)	(艦 船 名)	(行 先)	(搭 乘 人員)
九月 十三 日	米國軍用船ウエストオーロア號 (十三日午後乘船ヲ要ス)	神 戶	三、〇〇〇
九月 十五 日	帝國軍艦天龍 (午前十時出港當日乘船)	清 水	約 一、五〇〇
九月 十八 日	帝國軍艦春日 (午前七時品川、正午横濱午後五時横須賀發)	大 湊 (大館寄附)	八〇〇以内

(大正十二年九月十二日)

海軍陸戰隊指揮官

横濱市長 殿

出港時刻變更ノ件

曩ニ通知ノ軍艦天龍、出港時刻ヲ十五日午前十時ニ變更ス。
右通知ス。

情報一一七號 (大正十二年九月十二日)

海軍陸戰隊指揮官

横濱市長 殿

一米船ウエストオロワ、十四日午前八時出港、十三日中ニ乗船セシムルコト(神戸行三千人)。
一十四日午前十時軍艦天龍清水行、一千五百人。
右豫報ス。

(大正十二年九月十二日)

海軍陸戰隊指揮官

横濱公園内に於ける救護事務

横濱市長殿

徴發船車通知ノ件

- 一 第三保存丸 横濱市福富町二丁目六十四番地、吉田朝次郎所有ノ汽艇一隻、船員二名(九月六日出發、同日刑務所ニ引渡ヲ爲ス)
 - 一 第二鶴丸 横濱共同運輸株式會社所有一隻、船員ナシ(自九月五日至九月十日徵用)
 - 一 自動車 山手青年團所有神七六九號、九月六日徴發、同十一日第三戰隊司令部ニ引渡ヲ爲ス。
- 右通知ス。

(大正十二年九月十二日)

海軍陸戰隊指揮官

横濱市長殿

艦船出港通知ノ件

米船「ウエストオロワ」明十三日午前ヨリ三千五百名ヲ乗船セシメタル後出港ノ豫定。
右通知ス。

第三戰隊第九〇ノ一八號 (大正十二年九月十三日)

横濱球磨

第三戰隊參謀

横濱市長殿

無線電信通信ニ關スル件

首題ノ件ニ關シ、時節柄出來ル丈ノ盡力致度存候へ共、無線通信ノ輻輳ハ、想像以上ニシテ、到底御希望全部ニハ副ヒ兼申候。就而彌今當隊ニ轉電依頼セラルルト同時ニ、貴下ニ於テモ他ニ適當ナル通信法御講ジ相成度。
右申進ス。

横濱公園内に於ける救護事務